

令和6年度主要な施策の成果及び
予算の執行実績についての説明書

警 察 本 部

目 次

主要施策成果説明書

主要施策の総括	-----	6 頁
主要施策説明		
総務部・警務部	-----	10 頁
生活安全部	-----	19 頁
地域部	-----	31 頁
刑事部	-----	34 頁
交通部	-----	43 頁
警備部	-----	54 頁

予算の執行実績

一般会計	-----	60 頁
------	-------	------

主 要 施 策 成 果 說 明 書

警 察 本 部

令和6年度主要施策成果説明書

警察本部

主要施策の総括

1 主要施策の目的

令和5年中の刑法犯認知件数は、新型コロナウイルス感染症の5類移行による社会活動の活発化に伴い、すべての都道府県で増加が見られたものの、県内の増加率は全国平均を下回っており、一定の抑止効果が表れたものと分析している。

また、交通事故の発生状況は、人身事故の発生件数、死者数及び負傷者数のいずれも前年と比べて減少し、特に死者数については70人と、統計が残る昭和28年以降、最少を更新した。

一方で、特殊詐欺、配偶者からの暴力、児童虐待等の被害やサイバー空間における脅威は深刻な状況にあるとともに、高齢者と子供の交通事故防止対策や災害警備対策も極めて重要な課題となっている。

このため、令和6年も引き続き、県警察の運営指針である「県民の期待と信頼に応える警察～正・強・仁～」を体現するため、

- 市民の安全安心を脅かす事案への的確な対応・対策とサイバー空間の脅威に対する対策の推進
- 地域住民の身近な不安を解消する街頭活動の推進
- 高齢者と子供の交通事故防止対策の推進
- 凶悪な犯罪や暴力団などによる組織的な犯罪の徹底検挙
- 情勢の変化を捉えたテロ等対策と大規模災害をはじめとする緊急事態対策の推進
- 「警戒の空白」を生じさせないための組織運営の推進

の6つの柱を重点目標として掲げ、組織一丸となって治安向上に向けた諸対策に取り組んだ。

2 主要施策の実施状況及び評価と課題

(1) 市民の安全安心を脅かす事案への的確な対応・対策とサイバー空間の脅威に対する対策の推進

県警察では、生活安全部参事官兼生活安全企画課長を戦略官、各部担当補佐等を構成員とした犯罪抑止戦略本部を編成しており、地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策を推進するとともに、地図と連動した情報の発信やプッシュ通知による即時広報など、県民生活の安全安心を確保する上で有効な情報を搭載した防犯アプリ「どこでもポリス」を運用するなど、積極的な情報発信を実施した。

企業に対しては、サイバーセキュリティ・カレッジを開催して、サイバースペースにおける最新の脅威情報を提供する等、サイバーセキュリティ意識の向上を図った。

特殊詐欺被害防止対策については、令和6年9月、従来の特殊詐欺対策に加え、急増するSNS型投資・ロマンス詐欺及びフィッシング詐欺対策を含め、「被害を防止するための対策」、「実行犯を生まないための対策」、「犯罪者を逃さないための対策」の3つを柱とする、「静岡県警察特殊詐欺等総合対策」を策定し、捜査・抑止部門が連携した取組を強力に推進した。

具体的な被害防止対策としては、犯行グループの「サギ電話」に、多くの国際電話が悪用されている実態を踏まえ、電話機対策「しづおか関所作戦」に、新たに「国際電話利用休止申込の普及促進」を加え、犯行グループからの「サギ電話」を遮断する電話機対策を強力に推進したほか、被害の中心層である高齢女性の危機意識醸成と抵抗力を向上させるための特殊詐欺被害防止広報戦略「さくらセーフティ作戦」の展開、被害を水際で防止する最後の砦である金融機関職員の防犯意識を高め、被害防止に繋げる「特殊詐欺被害防止優良店」及び「特殊詐欺被害防止マイスター」制度の運用など、実効性ある被害防止対策を推進した。

併せて、高齢者の危機意識醸成と、家族で高齢者を守る機運を向上するための特殊詐欺被害防止テレビCMを1本作製したほか、現役世代に、SNS型投資・ロマンス詐欺の実態及び危険性について意識させるYouTube動画3本を製作し、視覚に訴える広報活動を推進した。

(2) 地域住民の身近な不安を解消する街頭活動の推進

県民目線に立った安全・安心なまちづくりの実現を目指し、交番・駐在所の活動三本柱を「要望把握活動・問題解決活動・情報発信活動」とし、警ら、巡回連絡、交番・駐在所連絡協議会等の開催、交番速報等の発行、高齢者世帯の訪問等を行うとともに、管内の犯罪等の発生実態の分析結果に基づいた街頭活動を展開するなど、地域の実態や住民の要望に即した地域警察活動を推進した。

また、管内実態把握を強力に推進するとともに、特殊詐欺被害防止のための防犯指導のほか、事件事故発生状況の情報発信を行い犯罪抑止に努めた。

併せて、県下各警察署等が管内の犯罪発生状況等を分析した上で、積極的な職務質問等の街頭活動を効果的に実施し、事件事故の抑止や犯罪の早期検挙に努めるとともに、110番通報に対しては、通信指令システムを活用し、パトカーなどの機動力を最大限に活用した迅速な初動対応を図った。

(3) 高齢者と子供の交通事故防止対策の推進

高齢者と子供の交通事故防止に重点を置き、交通事故発生実態の分析を踏

また、P D C A サイクルに基づく総合的な交通事故防止対策を推進した。

特に、歩行者及び自転車利用者に対する対策として、歩行者には、道路を横断する際、手を上げて横断する意思を運転者に伝えるなどの自らを守る行動を促す「しづおか・安全横断3つの柱」、自転車利用者には、自転車安全利用五則及び「しづおか・自転車事故防止3つの柱+1（プラスワン）」の周知を図るとともに、事故時の被害軽減に効果のある乗車用ヘルメットの着用促進に向けた取組を推進した。

また、各地域における交通事故発生状況の分析結果から重点地区・路線を選定し、四半期ごとに取締り計画や活動重点を設定して交通指導取締りを実施したほか、安全で快適な交通環境を確立するため、計画的に交通安全施設の更新を進め、老朽化対策を推進した。

(4) 凶悪な犯罪や暴力団などによる組織的な犯罪の徹底検挙

社会的反響の大きい凶悪犯罪や特殊詐欺、暴力団などの組織犯罪に対する県民の不安は大きく、徹底検挙が強く望まれている。

このため、県民の体感治安に大きな影響を及ぼす殺人・強盗などの重要犯罪の発生時には、迅速的確な初動捜査を徹底し、被疑者の早期検挙を推進するとともに、犯罪抑止対策を強化した。

情報通信技術の進展に伴い一層潜在化・巧妙化する、特殊詐欺等の組織犯罪に対しては、徹底した初動捜査により実行犯の現場検挙に努めるとともに、捜査等の警察活動を通じて入手した情報の集約と多角的な分析を行い、上位被疑者の検挙とグループの実態解明に努めた。

なお、特殊詐欺及びS N S型投資・ロマンス詐欺の被害が前年を大きく上回っており、これらの犯罪を始め、様々な手段で違法な資金獲得活動を行っている匿名・流動型犯罪グループが治安上の脅威となっていることから、従来の枠組みを抜本的に見直し、県警のあらゆる部門から成る推進体制を構築した。これにより、同グループに対する情報収集活動を強化し、組織実態を解明するとともに、グループの壊滅に向けた取組みを推進した。

(5) 情勢の変化を捉えたテロ等対策と大規模災害をはじめとする緊急事態対策の推進

身近に潜むテロの脅威を踏まえ、テロに関する的確な情報収集・分析を行い、重要施設等における警戒警備の強化やサイバーテロ等の新たな脅威への対策を推進するとともに、全警察署においてテロ対策合同訓練を実施するなど、各種テロ対策を推進した。

また、能登半島地震に派遣された各部隊の被災地での活動等を通じて得られた教訓を踏まえ、災害対応に関する課題の抽出、対策の見直し及び早期対処を目的とし、警備部長を会長、警備部内所属長等を幹事及び県警察本部

各部の課長補佐等を構成員とする「緊急検討チーム」を設置し、取組結果について県警ホームページにおいて公表した。

大規模災害への取り組みとしては、令和6年6月、大雨警報の発表に伴い、緊急事態対策課長を長とする対策室を設置し、県東部を中心に冠水、崩土などの被害が発生したことから、警備部幹部及び県機動隊員を派遣、冠水車両や用水路へ転落した車両からの救出救助等を実施した。

令和6年8月8日には、日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生し、同日気象庁から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され、8月15日まで継続した。本県では、地震の発生直後から警備部長を長とした対策本部を設置、職員に対し、各種警備計画の再確認、所在の明確化と招集手段の確認及び家庭内防災対策等について指示するとともに、沿岸部で街頭活動を行う職員に対して津波に関する注意喚起を実施した。

令和6年9月の石川県能登半島における豪雨に伴い、広域緊急援助隊60人14台を5日間、広域警察航空隊4人1機を7日間、輪島市における救出救助・捜索のため派遣し、応急対策活動に従事した。

(6) 「警戒の空白」を生じさせないための組織運営の推進

高度な専門的知識及び技術を要するサイバー事案に対処するため、サイバー犯罪対策課の捜査・支援部門の体制を強化するとともに匿名・流動型犯罪グループに対する実態解明・事件検挙や犯罪収益の剥奪に向けた事件指導を一層推進するため、組織犯罪対策課及び捜査第四課の体制を強化した。

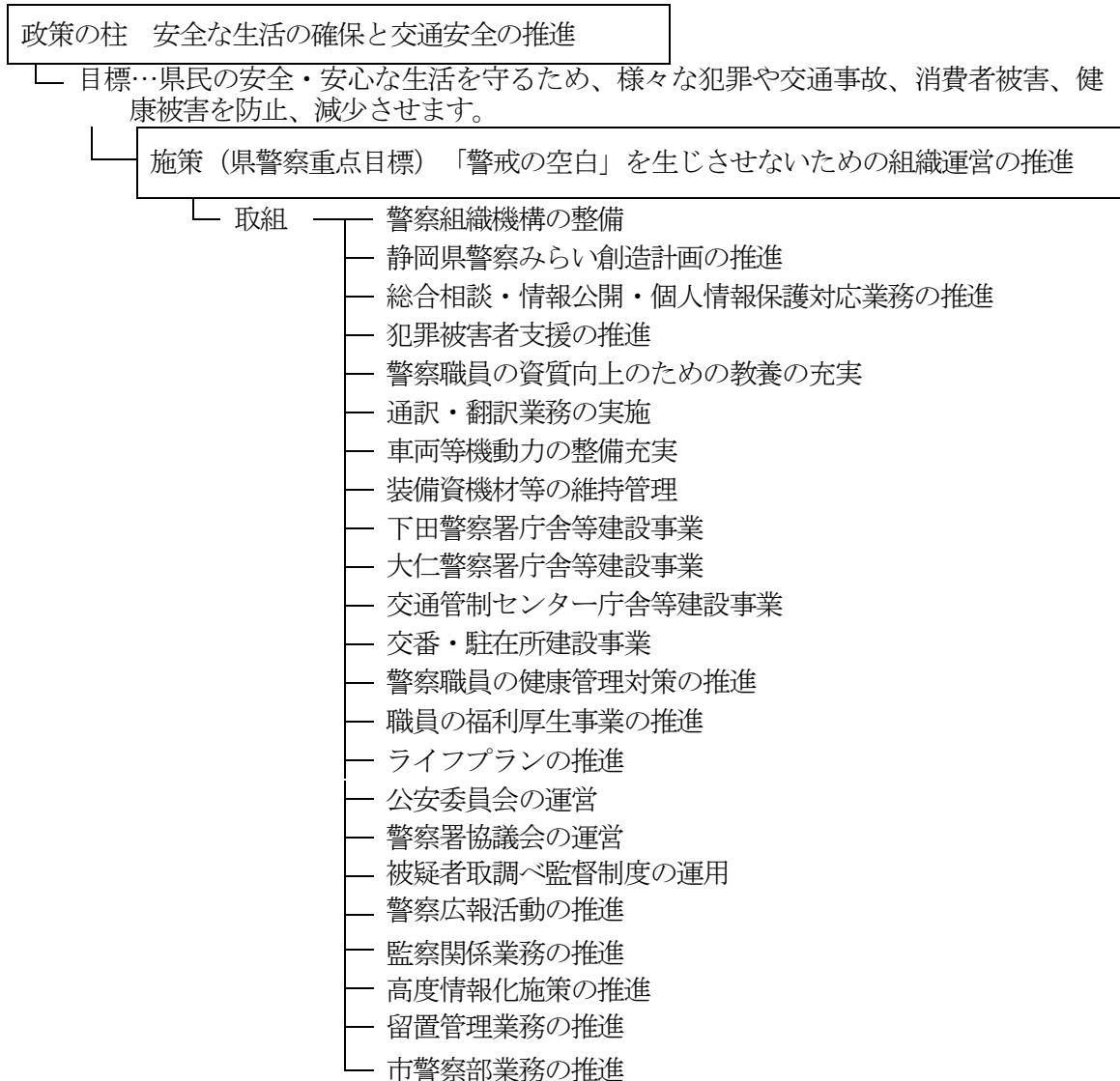
さらに、社会の変化に柔軟に対応した警察運営を推進するため、業務の合理化・効率化やDX化に取り組むとともに、幹部職員を対象に適正な勤務管理や管理職が行うべきタイムマネジメントについて、部外講師を交え研修を行うなど、警察職員の働き方改革を推進した。また、職員のワークライフバランスの推進を目的として、モバイル勤務や在宅勤務等のテレワークの運用を開始した。

このほか、老朽化が著しい下田警察署庁舎の建替え整備に伴う仮庁舎の改修工事及び新庁舎の建築設計、交番・駐在所の建替え工事など、警察活動の拠点となる施設の整備を推進した。

主要施策説明

I 総務部・警務部

1 施策の体系



2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

警察力を最大限に發揮するための警察運営に向けた取組の推進 74,455,351 千円

(1) 警察組織機構の整備

ア 全国的な治安情勢の構造的变化に対応するための体制強化

(ア) サイバー空間における対処能力の強化

a 高度な専門的知識及び技術を要するサイバー事案に対処するため、サイバー犯罪対策課の捜査部門及び支援部門の体制を強化した。

b 必要な専門的知識及び技術を修得するための実践的教養制度を新設した。

- (イ) 匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締りの強化
匿名・流動型犯罪グループに対する実態解明体制、事件検挙体制を新たに構築するとともに、犯罪収益の剥奪に向けた事件指導を一層推進するため、組織犯罪対策課及び捜査第四課の体制を強化した。
- (ウ) 特殊詐欺に係る広域的な捜査連携の強化
a 広域的に行われる特殊詐欺に的確に対応するため、他の都道府県警察からの捜査嘱託を受理する捜査第四課の体制を強化した。
b T A I T (特殊詐欺連合捜査班) を設置する大規模都府県警察に職員を派遣した。
- (エ) 経済安全保障の確保その他対日有害活動対策の強化
経済安全保障の確保等、対日有害活動への対策に万全を期すため、外事課の体制を強化した。
- (オ) 要人に対する警護等の強化
警護対象者に対する警護等に万全を期すため、機動隊の体制を強化した。
- イ 業務の効率化・合理化のための体制整備
- (ア) 交通機動隊人身事故一括捜査の試行
人身交通事故捜査の効率化と人材育成等のため、交通機動隊西部支隊の体制を強化した上で、管轄区域内における人身交通事故を交通機動隊で一括捜査する運用を、西部方面4警察署で試行した。
- (イ) 初動捜査体制の強化
人身安全関連事案等各種事件の初動捜査を一層迅速・的確に遂行するため、機動捜査隊の体制を強化した。
- (ウ) 現場鑑識の執行体制の強化
鑑識課機動鑑識係及び署鑑識係の在り方を見直し、当番時間帯に空白を生じさせないため、署鑑識係の三交替勤務を発展的に解消し、機動鑑識係の支援体制を強化した。
- (エ) 静岡県警察少年サポートセンターの体制整備
少年サポートセンターの在り方を見直し、警察少年補導員を統合的に運用するため、県内10警察署に配置されている各地区少年サポートセンターを本部人身安全少年課に集約した。
- (オ) 少年警察補導員の他機関派遣
児童相談所、県教育委員会との連携を強化し、少年の非行防止に加え、児童虐待の面からの少年保護のための活動等を推進するため、少年警察補導員を児童相談所（東部・富士・西部）及び県教育委員会社会教育課に派遣した。
- (カ) 運転免許に関する業務の更なる高度化
運転免許事務のデジタル化への対応など、運転免許施策の高度化を推進するため、運転免許課の体制を強化した。
- (キ) 犯罪被害者等支援体制の強化
犯罪被害者等への支援施策を適正に推進するため、警察相談課犯罪被害者支援室の体制を強化した。
- (ク) 雜踏警備に関する業務の移管
雑踏警備において、テロ対策をはじめとした警備的対策を講じる必要性があることから、雑踏警備に関する業務を地域課から警備課に移管した。
- (ケ) 警察本部庶務業務の統合運用の拡大
総務部、警務部、警備部で運用している庶務業務の統合運用について、業務のさらなる効率化・合理化を図るため、生活安全部4所属、地域部3所属、交通部3所属（交企、交指、規制）、刑事部3所属（鑑識、科捜研、機捜隊）に拡大した。
- ウ 第一線における職務執行体制の強化

(ア) 警察署管轄区域見直しに伴う体制整備

浜松市行政区再編に伴う警察署管轄区域変更に対応するため、浜松中央警察署の体制を強化した。

管轄区域の変更に伴い、細江警察署から三方原北交番を、浜松東警察署から可美公園前交番及び卸本町駐在所をそれぞれ浜松中央警察署へ移管した。

(イ) 留置施設集中運用に伴う体制強化

細江警察署留置施設の非常設化に伴い、浜北警察署で開始する集中留置を的確に運用するため、浜北警察署留置管理係及び看守係の体制を強化した。

(ウ) 警察署刑事課庶務業務体制の強化

警察署刑事課の職務執行体制を強化するため、勤務管理・犯罪統計業務等の庶務業務に専従する行政職員を静岡南警察署刑事課に配置した。

(エ) 警察署会計業務体制の強化

署会計課業務の確実な推進及び利用者の利便性向上のため、清水警察署会計課の体制を強化した。

(2) 静岡県警察みらい創造計画の推進

社会の変化に柔軟に対応した警察運営を推進するため、「静岡県警察みらい創造計画」に基づき、女性活躍の迅速かつ重点的な推進と職員が職業生活と家庭生活を両立できる勤務環境を整備するため、各種施策に取り組んだ。

令和7年4月1日現在、

- ・女性警察官比率は12.19%（前年比+0.54ポイント）
- ・警部に占める女性警察官の比率は5.41%（前年比+0.96ポイント）

である。

ア 女性職員の採用拡大

採用パンフレットにおいて、女性職員の働き方などを紹介し、女性職員が働きやすい職場であることをアピールした。

イ 女性職員のキャリア形成支援

(ア) 女性警察職員の幹部を対象に、部外講師を交え座談会形式のリーダー育成研修を実施した。
(イ) 育児中の警察官に専務経験を積ませる「ルビープラン」を制定し、令和7年春から7人の女性警察官を警察署に過員配置した。

(ウ) 神奈川県警察女性警視正を招へいし、女性警察職員に対し「女性活躍推進講演会」を開催した。

(エ) 本部に勤務する女性警察職員の幹部らが警察署を巡回し、署に勤務する女性警察職員に対し、キャリアアップに関する研修を実施した。

ウ 職業生活と家庭生活の両立

(ア) 子が生まれた男性職員や妊娠中の女性職員、当該職員を部下に持つ幹部職員に対し、男性職員の育児参画に係る意識醸成教養を行った。

(イ) 育児休業中の職員に対し、復職後の働き方をイメージさせるため、復職支援教養を実施した。

(ウ) 令和7年度から、介護を抱える職員に対する面談を義務付けることに伴い、介護制度に関する執務資料を作成した。

エ 働き方改革

(ア) 幹部職員を対象とした働き方改革研修会を開催し、適正な勤務管理や管理職が行うべきタイムマネジメントについて、部外講師を交え研修を行った。

(イ) 若手の警視に対し、リーダーの育成を目的とした部外講師による幹部育成研修を実施した。

(ウ) 業務の合理化・効率化及び職員のワークライフバランスの推進を目的として、テレワーク（モバイル勤務・在宅勤務・サテライト勤務）を運用した。

(3) 総合相談業務の推進

268,000円

県民から警察本部及び警察署に寄せられた相談等については、その内容に応じて指導・助言を行った。

令和6年中、警察本部及び警察署で受理した相談件数は、30,769件であった。

- (4) 情報公開・個人情報保護対応業務の推進 374,113円

令和6年度中、情報公開制度に基づく開示請求147件、個人情報保護条例に基づく開示請求140件を受理し、開示等の決定をした。

また、警察活動の実態を広く県民に伝えるため、県警察ホームページを活用して訓令・通達の内容の公表を推進した。

- (5) 犯罪被害者支援の推進 7,431,448円

関係機関・団体と連携を図り、各種支援制度の活用、犯罪被害者支援等に対する理解増進のための広報啓発活動等を推進した。

令和6年度中、犯罪被害者等の経済的・精神的負担の軽減を図るため、文書料（診断書料及び死体検案書料）、初回診察費用、カウンセリング費用等の公費負担を行った。

- (6) 警察職員の資質向上のための教養の充実

ア 学校教養

県警察学校において、新たに採用した巡査220人（短期課程108人、長期課程112人）及び警察行政職員23人の合計243人を初任科に、職場実習を修了した巡査160人（短期課程93人、長期課程67人）を初任補修科に、警部補又は巡査部長に昇任した警察官25人を任用科にそれぞれ入校させ教養訓練を実施した。

また、警部補以下の警察官を専科及び部門別任用科に入校させたほか、警察大学校、管区警察学校等に警察官及び警察行政職員を入校させた。

イ 幹部教養

新任警察署長研修会、新任次席等を対象とした研修会を開催したほか、幹部職員を対象とした研修会を実施した。

ウ 術科巡回指導等の実施

安全管理対策を徹底し、術科巡回指導、交番等受傷事故防止訓練及び拳銃訓練の巡回教養を実施し、術科技能及び指導力の向上を図った。

エ 警察術科訓練の推進

術科指導員を警察本部、執行隊及び警察署へ派遣し、柔道・剣道・逮捕術などの術科訓練を実施するとともに、実際に発生した事案を想定した実戦的な総合対処法訓練を実施し、警察官の現場対処能力の向上を図った。

オ 術科特別訓練選手の強化

術科特別訓練選手の強化のため警察術科大会等の各種大会に選手を派遣するとともに遠征訓練等を実施した。

- (7) 通訳・翻訳業務の実施 42,135,348円

外国人の関連する事件・事故等に通訳要員を派遣し、通訳、翻訳業務を行った。

部内通訳指定者に対して、民間通訳人を講師とした語学研修等を実施し、部内通訳指定者の実務能力向上を図った。

- (8) 車両等機動力の整備充実 147,431,632円

ア 現況

令和7年3月31日現在における警察活動用車両の保有台数は、四輪車1,493台、二輪車727台、警備艇3艇などである。

イ 整備状況

令和6年度中、四輪車32台、二輪車46台を更新したほか、国費車両では、四輪車48台、二輪車5台を更新配備するなど、警察車両の整備充実を図った。

- (9) 装備資機材等の維持管理 12,963,390円

南海トラフ巨大地震等の自然災害及び突発重大事案発生時の各種警察活動に的確に対応するため、装備資機材の点検整備、非常食糧の更新などを実施した。

- (10) 下田警察署庁舎等建設事業 297,990,000円
　　庁舎の老朽化等により現在地に建替整備するため、令和5年度から6年度の債務負担行為により、仮庁舎の改修工事及び新庁舎の建築設計を行った。
- (11) 大仁警察署庁舎等建設事業 63,651,000円
　　伊豆中央警察署の移転整備が完了したため、旧庁舎の解体工事及び敷地測量を行った。
- (12) 交通管制センター庁舎等建設事業 154,288,000円
　　交通管制センターの移転整備が完了したため、令和6年度から7年度の債務負担行為により旧庁舎の解体工事を進めている。
- (13) 交番・駐在所建設事業 739,884,569円
　　県下の交番・駐在所のうち、老朽化対策等のため交番6か所を令和5年度から6年度の債務負担行為により整備した。
　　また、老朽化対策等のため交番5か所、駐在所1か所を令和6年度から7年度の債務負担行為により整備を進めている。

交番・駐在所の建設状況は、次表のとおりである。

年度	警察署名	交番・駐在所名	建替理由	敷地		建物	
				所有	面積	構造	延床面積
令和5～6年度債務負担	裾野	深良交番	老朽化	民有地 (移転)	344.86m ²	S-2F	128.30m ²
	富士	富士南交番	老朽化	市有地 (移転)	246.62m ²	〃	128.30m ²
	静岡中央	沓谷交番	老朽化	民有地 (移転)	293.20m ²	〃	91.50m ²
	静岡南	大里西交番	老朽化	民有地 (移転)	240.05m ²	〃	91.50m ²
	焼津	三和交番	老朽化 統廃合	民有地 (移転)	372.52m ²	〃	128.30m ²
	細江	三ヶ日町交番	老朽化 統廃合	市有地 (移転)	230.14m ²	〃	91.50m ²
令和6～7年度債務負担	三島	仮)函南町交番	老朽化	町有地 (移転)	296.96m ²	〃	128.30m ²
	富士宮	仮)猪之頭駐在所	老朽化	民有地 (移転)	364.03m ²	〃	103.39m ²
	清水	仮)高部交番	老朽化	民有地 (移転)	373.67m ²	〃	128.30m ²
	島田	仮)六合交番	老朽化	市有地 (移転)	297.53m ²	〃	91.50m ²
	掛川	仮)大東交番	老朽化 統廃合	市有地 (移転)	272.91m ²	〃	91.50m ²
	湖西	仮)白須賀交番	老朽化	市有地 (移転)	265.82m ²	〃	91.50m ²

- (14) 警察職員の健康管理対策の推進 223,942,414円
　　ア 健康診断等の実施
　　疾病の予防と早期発見・早期治療を図るため、職員に対して次のとおり健康診断等を実施し、異常が認められた職員に対しては精密検査を受診するよう指導した。
　　(ア) 定期健康診断（人間ドック・脳ドックを含む。）、特別健康診断（特殊作業従事者）

- (イ) がん検診（胃・婦人科検診）
- (ウ) B型肝炎予防接種（新規採用警察官及び再接種者等）

イ 健康管理区分の指定

健康管理区分は、7人の医師で構成する職員健康管理審査会で設定された基準に基づき、健康管理の結果等を基に指定している。指定された本人及び所属あてに通知するとともに、健康管理上措置を必要とする職員には、勤務制限措置、医療指導等に基づく管理を徹底するよう促した。

(ア) 令和7年4月1日現在における健康管理区分者の指定状況

健康管理対象職員のうち、健康管理区分指定者は4,239人(59.8%)である。

(イ) 健康管理区分者に対する勤務措置等の基準

A～Dの勤務措置区分、1～3の医療指導区分を設けて、勤務の軽減、医療指導等を行った。

ウ 事後指導

保健師及び管理栄養士が、年1回以上各所属を巡回し、健康管理区分指定者や健診データ不良者等の通院状況・健康状況等に基づき、生活習慣の改善等を指導して、病気の治癒、症状の改善を図った。

エ 長時間労働者の面接指導

長時間労働により負担度の高い職員のうち、医師の面接指導を希望する職員のほか、面接指導の必要性が認められる職員に対し、医師による面接指導を行い、職員の健康管理の徹底を図った。

オ ストレスチェックの実施

全職員を対象にストレスチェックを実施し、職員のストレスの程度を検査した上で、その結果を個人結果として本人に通知して自身のストレス状況についての気付きを促すとともに、職場の集団分析結果から、業務に応じたストレスへの対処に関する支援と職場環境の改善等を図り、職員がメンタルヘルス不調となることの未然防止を図った。

また、令和6年度は、高ストレス集団として判定された所属及び集団に対して、再度ストレスチェックを実施し職場環境改善の効果測定を行った。

(15) 職員の福利厚生事業の推進

20,485,939円

警察共済組合が主体となって、職員及び家族の療養費、出産、結婚、死亡等に対する各種給付事業を実施した。

(16) ライフプランの推進

職員自らが在職中から退職後も含めた長期的なライフサイクルプランを策定するための支援として、採用5年目、40歳及び50歳の職員を対象とした年代別セミナーを開催した。

(17) 公安委員会の運営

11,874,926円

公安委員会は、5人の委員により構成されており、警察行政の民主的運営を保障するため、県知事の所轄のもとに住民を代表する委員からなる合議体の機関であり、警察行政の運営に関する大綱方針を定め、警察行政の運営について県警察を管理する任務を有している。

令和6年度は、定例会を39回、聴聞等を138回開催した。

聴聞等では、道路交通法、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に基づく行政処分を行った。

また、県下警察署長会議等の各種会議・行事等へ出席した。

(18) 警察署協議会の運営

7,646,000円

警察署協議会は、県下28警察署で89回（1署平均開催回数3.2回）開催した。警察署は、協議会から提出された意見・要望を業務運営に積極的に反映させている。

(19) 被疑者取調べ監督制度の運用状況

総務課取調べ監督室は、警察官が行う被疑者取調べの適正化に資するため、県下警察署の被疑者取調べ状況を確認するほか、被疑者取調べ監督制度に関する指導教養を行っている。

令和6年度中、県下28警察署等に対する巡回71回、巡回教養23回を実施し警察官の意識の向上を図った。

(20) 警察広報活動の推進 1,665,332円

ア 広報活動

(ア) 警察情報の発信

県民の警察活動に対する理解と協力気運の醸成を図るため、広報媒体としてYouTubeやXなどのSNSを積極的に活用しているほか、県警ホームページでは、「動画コーナー」や「特殊詐欺抑止対策」、「落とし物」等のページを随時更新し、県民の安全・安心に資する情報を掲載している。

さらに、「県内の事件事故状況」として、県内で発生した事件・事故の概要を、時機を逸することなく発信している。

令和6年度中のホームページアクセス件数は、11,747,145件（1日平均約32,000件）で、前年度中のアクセス件数（11,324,168件）と比較して、422,977件増加した。

増加した主な項目は、「運転免許証申請」、「遺失物検索システム」、「交通関係（安全運転管理者、交通規制等）」で、最も減少したのは「事件・事故速報」（△374,820件）であった。

(イ) 警察広報センターを通じた「新たな生活様式に対応した警察広報」の推進

「警察広報センター（愛称：エスピーひろば）」は、児童から高齢者まで、幅広い年齢層の方に静岡県警察の活動を分かりやすく紹介する警察広報施設として、平成9年4月に運用を開始し、これまで多くの方々が見学に訪れ、平成28年9月23日には来館20万人を達成した。

（令和6年度中の来訪者数5,118人）

令和5年4月には、AR（拡張現実）パトカーや、110番受理から警察官が現場出動するまでの流れを体感できるVR（仮想現実）アプリを導入した施設としてリニューアルオープンし、捜査体験や警察活動の動画視聴のほか、オンラインによる社会科見学の受入れを実施しており、令和6年度中は20校1,322人が受講した。

イ 警察音楽隊の活動

警察音楽隊は、「県民と警察を結ぶ音のかけ橋」として、警察に対する理解と協力を求める目的に、県下各地において警察広報活動を行っており、令和6年度中の派遣回数は前年度を上回る130回（前年度比31回増）、聴衆数は184,043人で、前年度比39,014人の増加となった。

自主企画演奏については、駿府城公園及び県庁別館21階富士山展望ロビーにおいて11回実施した。

音楽隊による演奏演技のほか県警本部各主管課による広報を行い、県民への警察広報の拡充を図った。

また、毎年開催している定期演奏会について、令和6年度は静岡市民文化会館大ホールにおいて実施し、県内各地から約1,600人の聴衆者を集めた。

その他、未就学児の親子を対象とした演奏会の実施や、現役世代が多く集まるイベントでの広報活動を積極的に行い、幅広い世代の県民に対し警察広報を実施した。

(21) 監察関係業務の推進 10,528,406円

ア 監察・指導の実施

(ア) 監察実施計画に基づく監察

県下各警察署に対し、「適正な業務管理と業務上の非違事業防止対策の推進状況」、「総合的な災害対策の推進状況」、「適正な留置管理業務の推進状況」及び「総合的な非違事業防止対策の推進状況」について監察を実施し必要な指導を行った。

(イ) 監察実施計画以外の監察

警察本部各課、執行隊、警察署、交番及び駐在所に対し、日常の勤務実態、服務規律の保持及び各種事故防止に対する取組状況等について隨時に監察を実施し、必要な指導を行った。

イ 各警察署長に対する指導

非違・不適正事業の未然防止を目的とした全警察署長に対する個別指導を実施した。

また、昨年度中、社会的反響の大きい非違事業が複数発生したことから、本部長が各所属長に

対し、「身上把握の徹底」「高い規範意識と倫理観の保持」等について指示し、綱紀粛正を図った。

ウ 警察本部長表彰等の実施

被疑者の逮捕、事件全容解明等に功労のあった職員や業績のあった部署に対し、本部長が表彰を行ったほか、警察活動に永年にわたり協力いただいた方に対し、感謝状を贈呈した。

エ 争訟取扱状況

国家賠償請求事件や行政訴訟事件等の争訟事件について、円滑適正な訟務対策を行った。

(22) 高度情報化施策の推進

1,037,252,515円

ア 警察DXの推進

業務の合理化・高度化を図るため、従来のウェブ会議システムを見直し、操作性と利便性の高い新たな「ウェブ会議システム」を導入したほか、端末セキュリティ強化のために顔認証システムを導入した。

また、職員の勤務管理の合理化・効率化を目指した「静岡県警察統合型勤務管理システム」の運用を開始した。同システムについては、引き続き機能拡充のために自主開発を進めているほか、プログラミングの専門知識がなくてもシステム化ができるアプリケーションツールを活用したシステム構築など、警察業務のデジタル化に向けた取組を推進した。

イ 情報セキュリティ対策

各種情報の適正な利用を推進するため、各種研修等を実施して必要な指導を行うとともに、職員の情報セキュリティに係る知識の向上のため情報処理能力検定を実施した。

(23) 留置管理業務の推進

212,391,104円

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の関係法令に基づき、被留置者の適切な処遇、留置施設及び護送の適正な管理運営を推進した。

ア 令和5年度及び令和6年度中の県下の留置状況は、次表のとおりである。

区分	令和6年度	令和5年度	前年対比	
			増減	増減率
実人員	3,654人	3,706人	△52人	△1.4%
延人員	104,344	103,955	389	0.4
1日平均	285.9	284.0	1.9	0.7

イ 留置施設視察委員会による視察の実施

本県警察の留置施設を視察し、その運営に関して留置業務管理者へ意見を述べる機関として、留置施設視察委員会が置かれている。令和6年度は留置施設14か所の視察を行い、留置業務管理者に対する意見及びこれを受けた講じた措置を、県警ホームページで公開した。

ウ 留置管理業務の合理化・効率化の推進

集中護送の効率的運用及び人的リソースの確保を目的として、留置施設の非常設化、集中留置方式の拡大を図るとともに、県下の留置担当官定数を見直し、日勤看守係を配置するなど、体制強化を図った。

エ 適正な留置管理業務の推進と留置事故及び不適正事案の未然防止

留置担当官、留置業務補勤者に対する効果的かつ実践的な指導教養を実施するため、教養訓練及び実務能力の向上等の役割を担う留置業務実務指導員及び準指導員を育成する「留置業務実務指導員制度」を確立した。

オ 留置担当官等に対する同行指導の試行運用

留置担当官等の実務能力向上、留置事故及び不適正事案の未然防止を図ることを目的に本部留置管理課員及び留置業務実務指導員による同行指導の試行運用を開始した。

カ ポリストリプルアイ(以下、「P III」という)の多言語翻訳機能の活用開始

他国籍化する被留置者に対して円滑に意思疎通を図るべく、情報セキュリティ対策を厳格

に講じたうえで、留置施設内のPⅢの運用を開始した。

(24) 市警察部業務の推進

ア 政令市との連絡調整

政令市と隨時連絡による調整を行った。

イ 政令市との連絡会議の開催

政令市との調整、関連行政を中心とした意見交換及び各種施策の円滑な推進を図るため、政令市と市警察部による連絡会議を開催した。

【評価】

指標名	現状値 (R2年度)	実績				目標値 (R7年度)
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
活動指標	女性警察官の割合	10.72%	11.05%	11.37%	11.65%	12.19%

女性警察官の割合は、年々増加傾向にある。

【課題】

令和6年度は、目標値に達したものの、女性警察官は、社会情勢の変化に伴いその必要性が今後も高まっていくことが予想される。

事案対応等に万全を期すため、働きやすい職場環境の構築やキャリア形成の支援等による現場執行力の更なる強化が求められる。

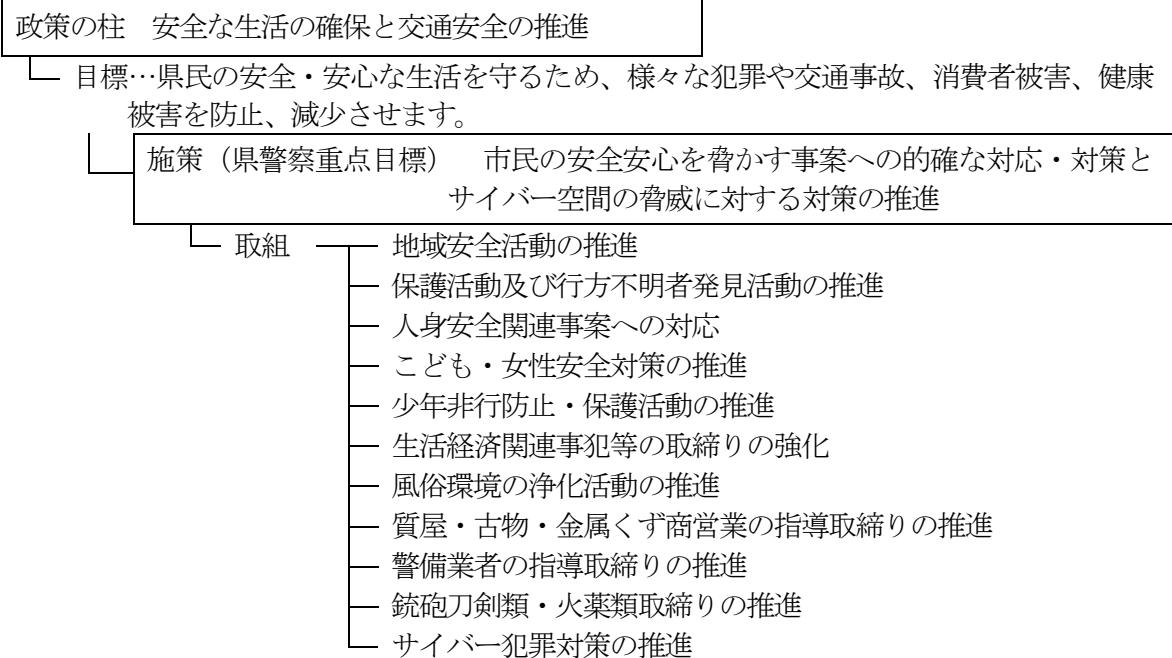
【改善】

課題を解決し、社会の変化に柔軟に対応した警察運営を推進するため、以下の項目を推進していく。

- ・採用活動の強化
- ・女性職員の明確なキャリアプランニングと職務能力及び執行力の向上
- ・男女問わず働きやすい職場環境の整備
- ・職員全体の意識改革及び男性職員の家庭生活への参画のための施策

II 生活安全部・サイバー対策本部

1 施策の体系



2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

人の生命・身体の安全を脅かす事案への迅速・的確な対応と特殊詐欺被害防止対策の強化・推進 263,990千円

(1) 地域安全活動の推進

ア 平成25年1月から、警察本部では、生活安全部参事官兼生活安全企画課長を戦略官、各部担当補佐等を構成員とした犯罪抑止戦略本部を編成し、地域の犯罪情勢に即した諸活動を戦略的に展開して犯罪の抑止対策を推進している。

令和6年中における静岡県内の刑法犯認知件数は、前年比4.7%増加となり、21年ぶりの増加となった前年に引き続き増加となったところであるが、本県を含め、44都道府県において増加しており、引き続き、効果的な対策を講じていく必要がある。

【本部指定抑止対象の「身近な犯罪】

特殊詐欺、自転車盗、オートバイ盗、自動車盗、車上ねらい、部品ねらい、空き巣、忍込み、万引き及び不同意わいせつ

(令和7年から「SNS型投資・ロマンス詐欺」を追加)

○ 全国地域安全運動の実施

令和6年10月11日から10月20日までの10日間、全国一斉の地域安全運動を実施した。

同運動期間中は、

- ・静岡市中心部においてパレードを実施
- ・令和4年度に新たに設定された「子ども見守り強化の日」を周知する広報活動を実施するとともに、小学生の安全な通学、帰宅を確保するため、
- ・防犯ボランティアと協働による登下校時間帯の警戒
- ・県下一斉「特殊サギ被害発生ゼロの日」キャンペーン

等を実施した。

イ スマートフォン用防犯アプリ「どこでもポリス」による情報発信

令和4年度「ふじのくにデジタル化事業」の1つとして、スマートフォン用防犯アプリ「どこでもポリス」を開発し、令和5年2月1日から運用した。

同アプリは、サギ電話情報や予兆情報をタイムリーにプッシュ通知するとともに、地図上に分かりやすく表示するなどの情報発信に関する機能、防犯ブザーなどのアプリ利用者の自己防衛に関する機能、防犯ボランティア等が自主防犯パトロールした際に自身の活動を記録することができる機能などを搭載している。

令和7年3月末時点の総インストール数は、39,706件である。

ウ 特殊詐欺対策の推進

(ア) 静岡県警察特殊詐欺等総合対策

令和6年6月、政府の犯罪対策閣僚会議が、「国民を詐欺から守るための総合対策」を決定したことを受け、令和5年4月に策定した「静岡県警察特殊詐欺等緊急対策プラン」を発展的に修正し、従来の特殊詐欺対策に加え、急増するSNS型投資・ロマンス詐欺とフィッシング詐欺対策を含め、「被害を防止するための対策」、「実行犯を生まないための対策」、「犯罪者を逃さないための対策」を3本柱とする、「静岡県警察特殊詐欺等総合対策」を策定した。

(イ) 電話機対策「しづおか関所作戦」

特殊詐欺被害を防止するためには、高齢者がそもそも犯人からの電話に出ないことが重要であることから、国際電話利用休止申込、ナンバーディスプレイ・リクエスト等の電話機対策の重要性の広報を行うとともに、電話機対策が講じられるための必要な指導を行い、対策が確実に講じられているかの確認までを実施する一歩踏み込んだ取組を実施した。

(ウ) 「詐欺から女性の暮らしを守る『さくらセーフティ作戦』」

令和4年中の特殊詐欺被害が増加したことやその被害実態を踏まえ、65歳以上の女性に特化した効果的な広報活動及び個別指導を実施し、特殊詐欺に対する抵抗力を高め、被害の総量抑止を図った。

広報活動に当たっては、被害者の9割が65歳以上の女性であることのほか、独居及び昼間単独の者が被害に遭うケースが多いことなどを取り上げ、被害に遭う要所についての気づきを与えることで、騙されないための「抵抗力の醸成」を図ることをポイントとして実施した。

(エ) 特殊詐欺被害防止推進地区を選定した重点的な被害防止対策

サギ電話の入電状況、特殊詐欺被害発生状況等の情報を地図データに落とし込み、被害発生危険度が高い地域を選定の上、自治会の協力を得て、当該地区を「特殊詐欺被害防止推進地区」に設定し、あらかじめ定めた期間内において看板を設置するとともに65歳以上の高齢者に対する広報や金融機関等の警戒、各種パトロールを実施するなど、重点的な防犯活動を実施した。

(オ) CMを活用した特殊詐欺被害防止

令和6年度は、高齢者に向けて特殊詐欺手口の被害に遭う危険性を意識させる内容のテレビCM動画1本、現役世代に向けては、SNS型投資・ロマンス詐欺手口を紹介し、自分が被害に遭う危険性を意識させる内容のYouTube広報動画を3本製作した。

CM動画は、令和6年10月中、民放4社で合計44回放送し、YouTube広告動画は約32万回再生されるとともに、放送終了後は公共施設や商業施設等で同動画を放映するなど、広く県民に対して特殊詐欺等に対する危機意識を醸成するための取組を推進した。

放送後、CMに関するアンケート調査を実施したところ、9割の方がCM放送による特殊詐欺に関する注意喚起は必要であるとの反響があった。

(カ) 特殊詐欺被害防止優良店・マイスターの運用

特殊詐欺被害防止の最後の砦となる、金融機関やコンビニエンスストアなどの窓口従業員の防犯意識向上を図るため、令和4年度から、複数回、被害を未然に防止した店舗及び個人に対し、その栄誉を称える制度を推進しているが、令和6年度末までに、「特殊詐欺被

害防止優良店」32店舗、「特殊詐欺被害防止マイスター」を44人認定し、窓口従業員の防犯意識の更なる向上を図った。

エ 自主防犯ボランティアの活性化

県民が無理なく参加できるランニングを通じた見守り活動「しづおかランニングパトロール」などの「ながら見守り」を推進するとともに、ヤング防犯ボランティア「しづおか・ピーす」への参加を呼び掛けるなど若者・現役世代の参加促進を図った。

また、重層的なネットワークの整備・拡大を図り、活動に必要な犯罪情報等をリアルタイムに発信するなど自主防犯活動の活性化を図った。

オ 街頭防犯カメラ設置の促進

自治会等に街頭防犯カメラの有効性を訴え、設置の促進を図るため、警察による街頭防犯カメラの設置事業を令和元年度から推進した。

固定式防犯カメラについては、令和3年度末までに静岡県下に計35台を設置しているほか、半年を1期間として運用している可搬式防犯カメラ45台を9地区に5台ずつ設置し、運用している。

その結果、令和6年度末までに、各自治会が主導となり28地区で176台の防犯カメラの設置と、7地区で412枚の防犯カメラ設置表示看板の設置がされるなど防犯カメラの設置促進が図られた。

(2) 保護活動の推進

応急の救護を要する状態にあると認められる者に対し、関係法令の規定に基づいた保護活動を推進した。

令和5年及び令和6年中における保護の取扱状況は、次表のとおりである。

区分	令和6年	令和5年	増減
精神錯乱者	482人	501人	△19人
泥酔者	1,068	1,082	△14
迷い子、病人、負傷者等	5,739	5,696	43
その他の	6	25	△19
合計	7,295	7,304	△9

(3) 行方不明者発見活動の推進

行方不明者の生命及び身体の保護を図るための発見活動を推進した。

令和5年及び令和6年中における行方不明者届の受理・発見状況は、次表のとおりである。

(発見人数は、過去に受理して当年中に発見した人数を含む。)

区分	受理	発見
令和6年	1,821人	1,875人
令和5年	1,945	2,021

(4) 人身安全関連事案への対応

86,484,103円

ア 概況

ストーカー、配偶者暴力、児童虐待などの人身安全関連事案の認知件数が高水準で推移する中、被害者の安全確保を最優先に、被害者の保護対策と加害者の検挙措置等を推進した。

イ 人身安全関連事案の認知状況

令和5年及び令和6年中における人身安全関連事案の認知状況は、次表のとおりである。

区分		令和6年		令和5年		前年対比	
		割合	割合	増減	増減率		
人身安全関連事案認知件数		2,594件	100.0%	2,718件	100.0%	△124件	△4.6%
内訳	ストーカー事案	288	11.1	358	13.2	△70	△19.6
	配偶者暴力事案	894	34.5	853	31.4	41	4.8
	恋もつ事案 ※1	123	4.7	171	6.3	△48	△28.1
	その他家庭内暴力事案 ※2	161	6.2	224	8.2	-	-
	非定型事案 ※3	5	0.2	-	-	-	-
	児童虐待事案	1,123	43.3	1,112	40.9	11	1.0

※1 令和6年10月15日から対処体制等の変更のため、名称変更

※2 上記対処体制等の変更のため、同年10月14日までの数値

※3 上記対処体制等の変更のため、同年10月15日からの数値

ウ ストーカー規制法の適用状況

令和5年及び令和6年中におけるストーカー行為等の規制等に関する法律の適用状況は、次表のとおりである。

区分	警告	禁止命令	検挙			援助
			ストーカー行為罪	禁止命令違反	他法令	
令和6年	23件	56件	23件	5件	36件	196件
令和5年	19	52	26	2	41	324

エ 配偶者暴力防止法の適用状況

令和5年及び令和6年中における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の適用状況は、次表のとおりである。

区分	保護命令に係る裁判所への書面提出	検挙			援助
		保護命令違反	他法令		
令和6年	44件	1件	414件	165件	
令和5年	35	0	442	185	

オ 児童虐待事案の対応状況

令和5年及び令和6年中の児童虐待事案における対応状況は、次表のとおりである。

認知した児童虐待事案について児童相談所と確実に情報共有するなど連携した対応を推進した。

区分	通告児童数	検挙件数
令和6年	1,716人	104件
令和5年	1,686	92

カ 生活安全専門相談員の設置状況

人身安全関連事案の相談受理及び継続対応体制の基盤を構築するため、生活安全専門相談員を警

察本部及び県下25警察署に27人配置した。

キ 県弁護士会への情報提供

離婚、親権などの民事問題の解決のために弁護士介入を望むDV被害者について、県弁護士会に情報提供した件数は、令和6年中は10件であった。

(5) こども・女性安全対策の推進

ア 概況

こどもと女性を性犯罪等の被害から守るための取組を強化するため、性犯罪等の前兆とみられる声かけ、つきまとい等について行為者を特定の上、早い段階で検挙又は指導・警告措置を講ずる先制・予防的警察活動及び危険回避能力を身につけるための参加、体験型防犯教育を推進した。

イ 令和5年及び令和6年中の検挙・警告件数

区分	検挙件数							警告件数
	迷惑防止条例	公然わいせつ	不同意わいせつ・不同意性交等	住居侵入・窃盗	傷害・暴行	軽犯罪法・その他	合計	
令和6年	17件	7件	6件	1件	3件	11件	45件	242件
令和5年	25	4	12	4	3	5	53	230

ウ 防犯教室等の開催状況

令和5年及び令和6年中の防犯教室等の開催状況は、次表のとおりである。

区分	防犯教室・講話		不審者侵入対処訓練		
	令和6年	610回	48,541人	389回	24,894人
令和5年	604	41,880	350	20,954	

(6) 少年非行防止・保護活動の推進

69,996,459円

ア 令和5年及び令和6年中の少年非行情勢

(ア) 検挙・補導状況

検挙・補導人員は、前年に比べ、総数で31人(4.1%)減少した。法令別では、刑法犯は29人(5.0%)増加し、特別法犯は60人(35.9%)減少した。

区分	令和6年	令和5年	前年対比	
			増減	増減率
総数	721人	752人	△31人	△4.1%
刑法犯	614	585	29	5.0
犯罪少年	446	464	△18	△3.9
触法少年	168	121	47	38.8
特別法犯	107	167	△60	△35.9
犯罪少年	96	162	△66	△40.7
触法少年	11	5	6	120.0

(イ) 男女別

男女別では、前年に比べ、男子が30人(4.6%)、女子が1人(1.0%)減少した。

区分	令和6年		令和5年		前年対比	
		割合		割合	増減	増減率
男子	619人	85.8%	649人	86.3%	△30人	△4.6%
女子	102	14.2	103	13.7	△1	△1.0
計	721	100.0	752	100.0	△31	△4.1

(ウ) 学職別

学職別では、高校生の割合が最も多く、次いで中学生、有職少年、小学生の順であり、小・中・高校生で全体の65.7%を占めている。

区分	令和6年	令和5年	前年対比	
			増減	増減率
小学生	91人	71人	20人	28.2%
中学生	168	204	△36	△17.6
高校生	215	246	△31	△12.6
その他学生	40	31	9	△29.0
有職少年	133	141	△8	△5.7
無職少年	74	59	15	25.4
計	721	752	△31	△4.1

イ 非行防止対策

教育委員会、学校その他の関係機関や少年警察ボランティア団体等と緊密に連携しながら、次のとおり諸対策を推進した。

(ア) 街頭補導活動

令和6年中、警察署管内の実情に照らし、少年警察ボランティア(少年警察協助員、少年指導委員)等と連携して街頭補導活動を推進して、県下で5,802人を不良行為少年として補導した。

(イ) 少年相談活動

令和6年中、県下で974件の少年相談を受理(うち、少年サポートセンター受理333件、全体の34.2%)し、少年、保護者等に対する非行防止、健全育成のための指導・助言等を実施した。

(ウ) 繙続補導

令和6年中、少年相談、街頭補導活動等で、継続的な対応が必要と認められた少年88人に対し、継続補導を実施した。

(エ) 非行集団等の解体活動

非行集団等対策を推進し、非行集団や非行・不良行為グループの把握、取締り、集団の解体、立ち直り支援等を総合的に行い、令和6年中、4グループを解体した。

(オ) スクールサポーターによる活動

平成19年4月から、少年の非行防止等に専門的知識・経験を有する元警察職員を「スクールサポーター」として採用し、警察署に配置している。

令和6年度は23警察署に24人を配置し、学校訪問を8,281回、巡回・警戒活動を22,185回、非行防止教室等を580回行うなど、学校における少年の問題行動等への対応を推進した。

(カ) 少年の立ち直り支援活動

令和6年度は、少年警察ボランティアや大学生サポーター等の支援のもと、体験活動等を通じ

た少年の立ち直り支援活動を110回実施し、少年49人（延べ110人）を支援した。

(ア) 広報、啓発活動

少年非行の概況をまとめたリーフレット「丘の子どもたち」を作成し、関係機関・団体に配布したほか、静岡大学と協働開発した闇バイト加担防止教材を活用して、通信制高校における公開授業を開催し、広報・啓発を行った。

ウ 少年保護対策

児童買春、児童ポルノ等の児童の性被害の根絶を図るため、関係機関と連携して次の対策を重点に実施した。

(ア) 少年の福祉を害する犯罪の取締り

令和6年中、児童買春、児童ポルノ事犯等の取締りを実施し、福祉犯罪161件123人（前年比24件減、48人減）を検挙するとともに、被害少年126人（前年比6人増加）を保護した。

(イ) 非行防止教室等による被害防止

令和6年度は、学校等と連携し、非行防止教室を1,344回、保護者啓発の非行・被害防止講座を618回開催し、SNSの危険性やフィルタリングソフトの利用促進を啓発した。

(ウ) 被害少年に対する継続的支援

令和6年中、犯罪その他少年の健全育成を阻害する行為により被害を受けた少年17人に対し、カウンセリングや保護者への助言指導を行い、その精神的打撃の軽減を図った。

(7) 生活経済関連事犯等の取締りの強化

令和6年中の生活経済関連事犯等の検挙は268件306人であり、前年に比べ14件6人増加した。

令和5年及び令和6年中の生活経済関連事犯等検挙の内訳は、次表のとおりである。

区分	令和6年		令和5年		増減	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員
経済関連事犯	26件	31人	16件	24人	10件	7人
環境関連事犯	166	181	157	184	9	△3
保健衛生関連事犯	14	17	14	15	0	2
諸法令事犯	62	77	67	77	△5	0
計	268	306	254	300	14	6

ア 経済関連事犯

令和6年中の経済関連事犯の検挙は26件31人であり、前年に比べ10件7人増加した。

主な事件

(ア) 悪質商法・利殖勧誘事犯

プロトレーダーを騙り投資名目で現金を騙し取った詐欺事件、不必要的屋根修繕を施し、費用を騙し取る詐欺及び特商法違反で5件11人を検挙した。

(イ) 知的財産権侵害事犯

著名ブランドの偽物をネット販売し、同メーカーの商標権を侵害した商標法違反や、著作権者の許諾なく海外のソフトウェアを複製してネットオークションに販売した著作権法違反等で10件9人を検挙した。

イ 環境関連事犯

令和6年中の環境関連事犯の検挙は166件181人であり、前年に比べ9件増加し、3人減少した。

主な環境関連事犯の検挙としては、不法投棄や不法焼却による廃棄物処理法違反で148件163人を検挙している。また、県下的に問題となっている違法盛土に関連する市の盛土規制条例違反で1件1人を検挙した。

ウ 保健衛生関連事犯

令和6年中の保健衛生関連事犯では、飼い犬に予防接種を受けさせなかつた狂犬病予防法違反や、無資格で美容施術のための医行為を行つた医師法違反等で14件17人を検挙した。

エ 諸法令事犯

令和6年中の諸法令事犯の検挙は62件77人であり、前年に比べ5件減少した。

(ア) 密漁事犯

いせえび、さざえ、はまぐり等を許可なく採捕して漁業権を侵害した漁業法違反等で13件19人を検挙した。

(イ) 通信事犯

無免許で無線局を開局していた電波法違反で18件20人を検挙した。

(ウ) その他事犯

ガスの供給を妨害したガス事業法違反や、人口密集地で無人航空機を無許可で飛行させた航空法違反等で21件27人を検挙した。

(8) 風俗環境の浄化活動の推進

9,899,066 円

ア 風俗営業等の許可状況

令和6年末現在の風俗営業等許可数は2,097件であり、前年に比べ1件増加した。

令和5年及び令和6年末現在の風俗営業所等の内訳は、次表のとおりである。

区分	許可件数		前年対比	
	令和6年	令和5年	増減	増減率
第1号営業	社交飲食店	1,320件	1,285件	35件 2.7%
	料理店	322	348	△26 △7.5
第2号営業(低照度飲食店)	0	0	0	0
第3号営業(区画席飲食店)	0	0	0	0
第4号営業	ぱちんこ屋	196	208	△12 △5.8
	まあじやん屋	152	153	△1 △0.7
	その他の	9	9	0 0
第5号営業(ゲームセンター等)	80	77	3	3.9
特定遊興飲食店営業	18	16	2	12.5
計	2,097	2,096	1	0.0

イ 性風俗関連特殊営業・深夜酒類提供飲食店の届出状況

令和6年末現在の性風俗関連特殊営業・深夜酒類提供飲食店の届出総数は9,254件であり、前年に比べ131件増加した。

令和5年及び令和6年末現在の内訳は、次表のとおりである。

区分	届出数		前年対比	
	令和6年	令和5年	増減	増減率
店舗型性風俗特殊営業	196件	205件	△9件 △4.4%	
無店舗型性風俗特殊営業	718	710	8 1.1	
映像送信型性風俗特殊営業	47	33	14 42.4	
無店舗型電話異性紹介営業	1	1	0 0	
深夜酒類提供飲食店営業	8,292	8,174	118 1.4	
計	9,254	9,123	131 1.4	

ウ 遊技機調査員の導入

令和5年4月から、ぱちんこ営業所の入替遊技機等の検査を専従で行う遊技機調査員(会計年度職員)3人を本部生活保安課に配置した。

エ 風俗営業所の指導取締り

令和6年中の無許可営業、禁止地域内営業、客引き等の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反での検挙は11件25人であり、前年に比べ件数は同数、人員は6人増加した。

また、営業許可取消し、営業停止及び指示処分等の行政処分は44件であり、前年に比べ増減はなかった。

オ 売春・わいせつ事犯の取締り

令和6年中の売春・わいせつ事犯の検挙は24件30人であり、前年に比べ42件38人減少した。

カ 雇用関係事犯

令和6年中の雇用関係事犯の検挙は12件20人であり、前年に比べ5件10人増加した。

(9) 質屋・古物・金属くず商営業の指導取締りの推進

ア 令和6年末現在、質屋・古物・金属くず商営業許可総数は17,747件であり、前年に比べ961件増加した。

令和5年及び令和6年末現在の質屋・古物・金属くず商の営業許可件数は、次表のとおりである。

区分	許可件数		前年対比	
	令和6年	令和5年	増減	増減率
質屋	64件	65件	△1件	△1.5%
古物商・古物市場主	15,567	14,646	921	6.3
金属くず商	2,116	2,075	41	2.0
計	17,747	16,786	961	5.7

イ 質屋・古物・金属くず商営業指導取締り

令和6年中、質屋・古物・金属くず商に対して、偽品・不正品の流通防止、被害品の早期回復を重点に立入りを実施し、指示処分を45件実施した。

(10) 警備業者の指導取締りの推進

ア 令和6年末現在、警備業者は501業者、警備員数は14,520人であり、前年に比べ警備業者は5業者減少し、警備員数は119人増加した。

イ 令和6年中の警備業者の行政処分は10件であり、前年に比べ増減はなかった。

(11) 銃砲刀剣類・火薬類取締りの推進

5,801,000円

ア 銃砲刀剣類の許可及び取締り

(ア) 許可

令和6年末現在、銃砲所持許可は4,459丁、刀剣類所持許可は23振、クロスボウは9本であり、前年に比べ銃砲は225丁、刀剣類は1振、クロスボウは6本減少した。

令和5年及び令和6年末現在の銃砲刀剣類の許可状況は次表のとおりである。

区分	許可数		前年対比	
	令和6年	令和5年	増減	増減率
銃 砲	4,459 丁	4,684 丁	△225 丁	△4.8%
散 弹 銃	3,179	3,436	△257	△7.5
ラ イ フ ル 銃	393	418	△25	△6.0
空 気 銃	484	500	△16	△3.2
ライフル銃及び散弾銃以外の獵銃	146	31	115	371.0
そ の 他 の 銃 砲	257	299	△42	△14.0
刀剣類(獵用刀等)	23 振	24 振	△1 振	△4.2
クロスボウ	9 本	15 本	△6 本	△40.0

(イ) 講習会の開催

令和6年中、銃の所持許可の更新を受けようとする者に対する獵銃等経験者講習会を27回開催し、718人が受講した。

また、初めて銃の所持許可を受けようとする者に対する獵銃等初心者講習会を7回開催し、240人が受講し、合格者は145人(60.4%)であった。

(ウ) 銃砲刀剣類取締り(拳銃事犯を除く)

令和6年中の銃砲刀剣類所持等取締法違反の検挙は90件66人であり、前年に比べ11件5人増加した。

イ 火薬庫等への立入りと火薬類の指導取締り(拳銃実包を除く)

(ア) 火薬庫等への立入り

令和6年末現在の火薬類取扱所は、火薬庫等223か所、製造及び販売所等は91か所であり、これらの取扱所に対して立入調査を実施し、保管管理の徹底を指導した。

(イ) 火薬類の指導取締り

令和6年中の火薬類取締法違反の検挙は3件0人であり、前年に比べ1件増加し、2人減少した。

(12) サイバー犯罪対策の推進

15,499,150円

ア サイバー犯罪の取締り

サイバー空間は、重要な社会経済活動が営まれる公共空間へと進化している。

一方、インターネットバンキングにおける不正送金被害が拡大するとともに、不正アクセスを端緒とした情報流出や国家を背景に持つ犯罪組織によるサイバー攻撃が明らかになるなど、その脅威は極めて深刻な情勢が続いている。

また、サイバー犯罪の中でも被害が甚大で、県民生活に支障が生じるおそれのあるランサムウェア被害は、令和6年中、本県において4件発生した。

県警察では、サイバー空間における安全と安心を確保するため、令和6年中、インターネット等を利用した詐欺事件を45件、児童買春・児童ポルノ法違反を42件など、合計234件のサイバー犯罪を検挙し、取締りを強化している。

イ 違法・有害情報対策の推進

不正アクセス、インターネット等を利用した詐欺・悪質商法等、サイバー犯罪に関する通報・相談を令和6年中2,275件受理した。

これらの違法・有害情報は、警察庁の全国統一オンライン窓口や警察署等に寄せられ、積極的に

- 事件化を図るとともに対処方法等のアドバイスを行った。
- ウ サイバー捜査体制の強化のための人材育成の推進
- (ア) サイバー犯罪捜査専科の実施
サイバー犯罪捜査に関する捜査能力向上のため、平成12年から「サイバー捜査専科」を実施し、令和6年度は2回実施した。
- (イ) サイバー事案対処能力検定の実施
全警察職員のサイバー犯罪に対処する能力を底上げするため、サイバー犯罪に関する教養を行うとともに、サイバー事案対処能力検定を実施した。
- (ウ) 捜査員の研修派遣
サイバー犯罪捜査員の実務能力を向上させるため、民間企業等に捜査員を研修派遣した。

【評価】

指標名	現状値 (R2年度)	実績				目標値 (R7年度)	
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度		
成果指標	刑法犯認知件数	15,370件	14,440件	14,269件	15,612件	16,339件	12,000件以下
活動指標	エスピーくん安心メール等を活用した防犯情報発信回数	(H28-R2)平均3,984回	5,322回	4,189回	4,465回	3,974回	毎年4,000回以上
	SNSに起因する子どもの性被害防止に向けた非行防止教室の開催回数	(H28-R2)平均956回	1,111回	1,477回	1,355回	1,271回	毎年1,100回
	企業に対するサイバーセキュリティ・カレッジの開催回数	(H28-R2)平均35.8回	24回	79回	68回	63回	毎年40回

犯罪抑止戦略本部を編成し、地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策を推進するとともに、新たな情報発信ツールとして、従来のエスピーくん安心メールに代わり、地図と連動した情報の発信やプッシュ通知による即時広報など、県民生活の安全安心を確保する上で非常に有効な情報を搭載したスマートフォン用防犯アプリ「どこでもポリス」を運用するなど、積極的な情報発信を実施した。

防犯カメラの設置を推進した結果、設置前と比べ犯罪が減少している地区がみられるなど一定の効果が認められた。

学校と連携し、対象少年に応じた非行防止教室を開催し、少年の非行・犯罪被害防止を推進した。

企業に対してサイバーセキュリティ・カレッジを開催して、サイバー空間における最新の脅威情報を提供する等、サイバーセキュリティ意識の向上を図った。

【課題】

刑法犯認知件数は、21年ぶりに増加した令和5年に続き、2年連続で増加となったことから、総数の約半数を占める自転車盗や車上ねらいなどの「身近な犯罪」に的を絞った効果的な対策を推進する必要がある。

特殊詐欺対策については、令和6年中、特殊詐欺被害が急増し、統計を開始した平成16年以降最高被害

額となったほか、SNS型投資・ロマンス詐欺被害も増加しており県民の危機意識醸成と行動変容を促すタイムリーな情報発信など効果的な被害防止対策を講じることが急務である。

こどもの安全対策については、これを更に強化するため、関係機関・団体等と連携した登下校時間帯における通学路等の警戒活動、県民に対するこども見守り活動推進のための広報啓発活動を継続する必要がある。

また、児童買春・児童ポルノ事犯等こどもの性被害にかかる被害少年数は、未だ高水準で推移しており、被害少年のうち、中学生、高校生が約8割を占めていることから、学校等と連携した非行防止教室等により、継続した啓発を行っていく必要がある。

サイバー犯罪対策については、全国的には、セキュリティが行き届いていない企業等がランサムウェアに感染し、サプライチェーン全体が影響を受けるといったサイバー事案が発生していることから、企業の情報セキュリティに対する更なる意識高揚を図る必要がある。

【改善】

・被害実態を踏まえた、効果的な犯罪抑止対策の推進

令和6年中における「身近な犯罪」の約4割を自転車盗が占め、そのうち、約8割が無施錠での被害であることから、引き続き、県民の施錠意識を向上させるための対策を推進し、犯罪総量抑止を図る。

・総合的な特殊詐欺被害防止対策及び投資詐欺等抑止対策の推進

特殊詐欺等被害の撲滅に向け、高齢者が詐欺グループからの電話に出ないための電話機対策等を推進するとともに、全国的に急増する警察官を騙る特殊詐欺をはじめ、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害実態、対策や留意点について、県民に広く情報発信し、注意喚起を行うほか、金融機関等と連携した水際対策を強化するなど、被害の抑止を図る。

・情報発信によるこどもの安全確保とボランティア等との連携強化

防犯アプリをはじめ様々な広報媒体を活用して効果的な情報提供をすることにより、地域ボランティアや学校等と連携した活動の更なる充実・強化を図る。

・学校等と連携した広報啓発活動の推進

学校等と連携した非行防止教室の開催等により、児童生徒に対し、スマートフォンやSNS等の利用が、いわゆる自画撮り被害等の被害者となり得る危険性が潜んでいることや、SNS等を適切に利用することの重要性について、児童生徒の自覚を促す啓発を推進し、少年の非行・被害防止を図る。

・サイバーセキュリティに関する官民連携体制の強化

企業のサイバーセキュリティ対策を支援するために構築した「中小企業サイバーセキュリティ支援ネットワーク」を通じて、複雑・巧妙化するサイバー事案の手口や各種対策について情報発信するとともに、引き続き、サイバーセキュリティ・カレッジの充実・強化を図る。

III 地域部

1 施策の体系

政策の柱 安全な生活の確保と交通安全の推進

目標…県民の安全・安心な生活を守るために、様々な犯罪や交通事故、消費者被害、健康被害を防止、減少させます。

施策（県警察重点目標） 地域住民の不安を解消する街頭活動の推進

取組 地域警察活動の推進

通信指令業務の推進

機動力を駆使した警ら活動の推進

2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

地域住民の身近な不安を解消する街頭活動の推進

1,157,626 千円

(1) 地域警察活動の推進

ア パトロール強化及び交番機能の強化

「パトロールを強化してほしい。」、「交番には警察官が常にいてほしい。」という二面要望に応えるため、警察官不在時に来訪する住民の各種相談等に応ずる交番相談員を28署195人（令和6年度末現在）配置し、警察官によるパトロール活動の強化や交番不在時間帯の縮減に努めたほか、交番ホットライン・交番転送電話の活用等による住民サービスの向上を図った。

イ 地域警察体制の強化

人口動態や世帯数、事件、事故の発生状況などを総合的に勘案し、交番・駐在所の適正配置を実施した。

令和6年度末現在、

- | | |
|-------------|--------|
| ○ 交番 | 211 か所 |
| ○ 駐在所 | 95 か所 |
| ○ 署（分庁舎）所在地 | 5 か所 |
| ○ 警備派出所 | 1 か所 |

を配置している。

ウ 職務質問技能向上など現場執行力の向上

警察署における地域警察官は、採用後5年未満の若手警察官が約4分の1を占めていることから、職務質問技能指導員等による同行指導やロールプレイング形式による指導教養等を通じて職務質問技能向上など現場執行力の充実強化に努めた。

エ 地域実態に即した活動の推進

県民目線に立った安全・安心なまちづくりの実現を目指し、交番・駐在所の活動三本柱を「要望把握活動・問題解決活動・情報発信活動」とし、警ら、巡回連絡、交番・駐在所連絡協議会等の開催、交番速報等の発行、高齢者世帯の訪問等を行うとともに、管内の犯罪等の発生実態の分析結果に基づいた街頭活動を展開するなど、地域の実態や住民の要望に即した地域警察活動を推進した。

オ 巡回連絡訪問票の積極的な交付

巡回連絡を通じて地域住民と交番等の警察官との良好な関係を保持するため、巡回連絡訪問票を積極的に交付した。

カ 各種事故防止対策

山岳遭難及び水難事故を防止するため、県・市町を始め関係機関・団体と連携し、広報・啓発活動を行った。

(2) 通信指令業務の推進

557,889,200円

ア 110番通報の受理状況

令和6年中の総受理件数は、221,167件で、前年と比べ10,378件減少した。

110番通報の適正利用を図るため、毎年1月10日を「110番の日」と定め、広く県民に呼びかけている。

令和6年中の110番受理状況は次表のとおりである。

区分	件数	1日平均	構成比	前年比
刑法犯関係	4,085件	11.1件	1.85%	△264件
交通関係	97,983	267.7	44.30	4,177
他の法令違反	51	0.1	0.02	△54
変死	243	0.7	0.11	3
けんか口論	8,256	22.6	3.73	60
保護・救護	4,063	11.1	1.84	△334
災害	827	2.3	0.38	111
各種情報	38,305	104.7	17.32	3,481
誤報	1,779	4.9	0.80	△104
続報	14,463	39.5	6.54	229
その他通報	42	0.1	0.02	△21
要望・相談	10,478	28.6	4.74	△882
各種照会	4,306	11.8	1.95	△726
虚報	118	0.3	0.05	±0
いたずら	4,134	11.3	1.87	△2,137
無応答	15,621	42.7	7.06	△5,256
誤接	16,413	44.8	7.42	△8,661
計	221,167	604.3	100	△10,378

イ 迅速・的確な初動警察活動の推進

通信指令システムを活用し、重大事件を認知したときは、直ちに緊急配備を発令するなど、警察組織の総力を挙げた迅速かつ的確な初動警察活動を実施し事案の早期解決を図り、県民生活の安全、安心の確保に努めた。

令和6年中の緊急配備の実施・検挙状況は、次表のとおりである。

区分	実施件数		検挙件数	
	前年対比		前年対比	
緊急配備	127件	62件	35件	24件

ウ 通信指令の強化

初動警察活動の中核となる通信指令機能を強化するため、人材の育成、事案対応能力向上の

ための実戦的訓練を推進した。

(3) 機動力を駆使した警ら活動の推進

ア 自動車警ら隊の活動状況

地域部直轄の実働部隊として機動力を駆使した広域機動警らを行い、各種犯罪の予防、被疑者の検挙、事件事故発生時の初動措置を重点に活動するとともに、各所属からの要請に基づき、重要防護対象施設等の警戒活動を行った。

イ 鉄道警察隊の活動状況

静岡県内の鉄道施設及び関係都県警察間における協議等により定められた区間の列車内において、犯罪の予防及び検挙、事故の防止その他鉄道に係る公共の安全と秩序の維持にあたった。

【評価】

活動指標	指標名	令和4年	令和5年	令和6年	対前年比	
					増減	増減率
身近な犯罪	特殊詐欺	416	353	383	30	8.5
	自転車盗	2,264	2,586	2,731	145	5.6
	オートバイ盗	127	191	141	△50	△26.2
	自動車盗	58	58	79	21	36.2
	車上ねらい	551	744	646	△98	△13.2
	部品ねらい	216	177	238	61	34.5
	空き巣	261	230	302	72	31.3
	忍込み	103	81	157	76	93.8
	万引き	2,349	2,665	2,669	4	0.2
	不同意わいせつ	124	131	159	28	21.4

事件事故の発生実態に即した街頭活動を推進するも、令和4年以降の刑法犯認知件数の増加傾向に伴い、身近な犯罪総数が増加した。

【課題】

令和7年も自転車盗や特殊詐欺といった犯罪が増加傾向にあり、被害防止を強化する必要がある。

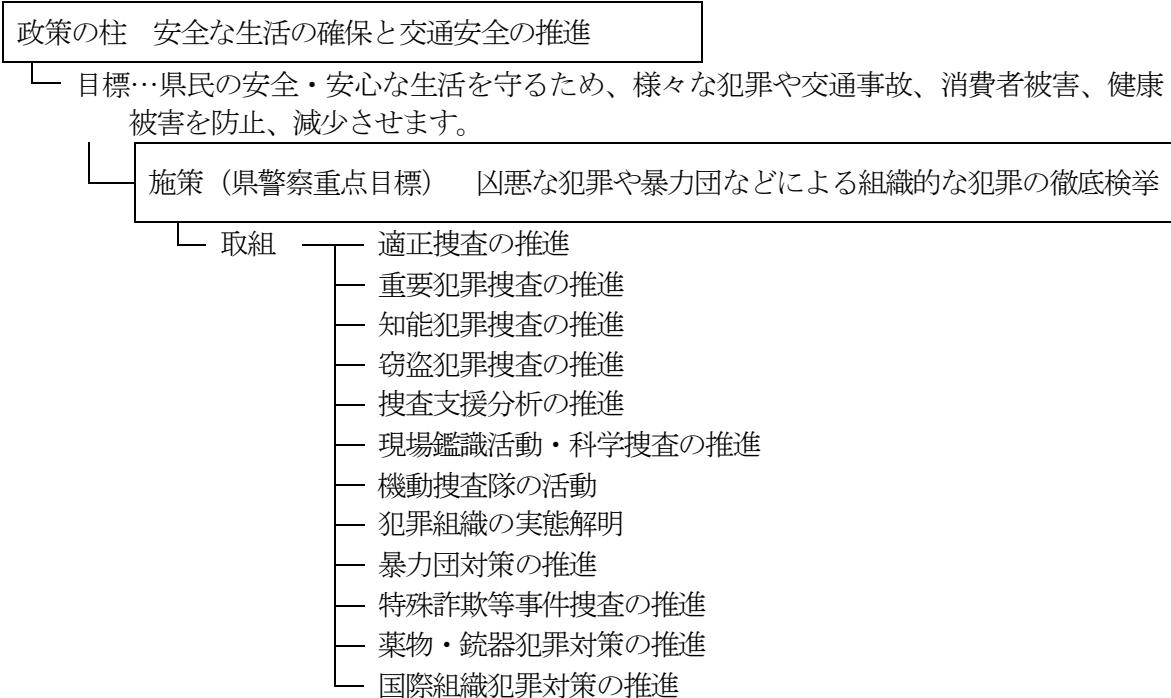
【改善】

管内実態把握を強力に推進するとともに、特殊詐欺被害防止のための防犯指導のほか、事件事故発生状況の情報発信を行い犯罪抑止に努める。

県下各警察署等が管内の犯罪発生状況等を分析した上で、積極的な職務質問等の街頭活動を効果的に実施し、身近な犯罪の検挙を推進する。

IV 刑事部

1 施策の体系



2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

凶悪な犯罪や暴力団などによる組織的な犯罪の徹底検挙

497,198千円

(1) 刑法犯の発生状況

刑法犯（交通関係法令を除く。）発生状況の過去5年間の推移は、次表のとおりである。

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
認知件数	15,370件	14,440件	14,269件	15,612件	16,339人
指 数	100%	93.9%	92.8%	101.6%	106.3%
検挙件数	8,043件	8,067件	7,096件	7,454件	8,144件
検挙人員	5,513人	5,488人	5,018人	5,428人	5,600人

令和5年及び令和6年中の刑法犯包括罪種別認知状況は、次表のとおりである。

区分	令和6年	令和5年	前年対比	
			増減	増減率
凶 惡 犯	163件	177件	△14件	△7.9%
粗 暴 犯	1,831	1,929	△98	△5.1
窃 盗 犯	10,625	10,145	480	4.7
知 能 犯	1,095	848	247	29.1
風 俗 犯	387	306	81	26.5
そ の 他	2,238	2,207	31	1.4
計	16,339	15,612	727	4.7

(2) 適正捜査の推進

ア 犯罪捜査能力の向上

刑事任用科を始めとする各種専科教養の実施、法曹関係者や学識者による講義などの機会教養を実施し、各級警察官の捜査能力向上を図った。

イ 捜査管理の徹底

全警察署に対し適正捜査を主眼とした業務指導を実施した。また、犯罪事件管理システムの活用等により、適正な捜査管理を推進した。

ウ 録音・録画の適正な運用

取調べの録音・録画について、機器の操作訓練や研修会の開催等の指導教養を行うなど、制度を適正に運用する取組を行った。

(3) 重要犯罪捜査の推進

ア 令和5年及び令和6年中における重要犯罪の罪種別認知・検挙の状況は、次表のとおりである。

区分	総 数	内訳					
		殺 人	強 盜	放 火	不同意性交等	略 取 拐	不同意わいせつ
認知件数	令和6年	338件	41件	34件	15件	73件	16件
	令和5年	331	43	36	32	66	23
	増 減	7	△2	△2	△17	7	△7
検挙件数	令和6年	314	46	35	13	79	19
	令和5年	289	42	32	31	50	23
	増 減	25	4	3	△18	29	△4
検挙率	令和6年	92.9%	112.2%	102.9%	86.7%	108.2%	118.8%
	令和5年	87.3	97.7	88.9	96.9	75.8	100
	増 減	5.6	14.5	14	△10.2	32.4	18.8
検挙人員	令和6年	302人	41人	44人	12人	75人	17人
	令和5年	240	32	38	24	45	14
	増 減	62	9	6	△12	30	3

イ 取扱死体

令和6年中に取り扱った死体の数は、前年比145体増の4,896体となった。

令和6年中の手続別の取扱数は、行政検視4,375体、司法検視500体、検証見分21体であった。

取り扱った死体のうち、病死と自然死を合わせると3,827体（78.2%）で、次いで自殺が多く591体（12.1%）であった。

ウ 犯罪死見逃し防止対策の推進

令和2年4月から死因究明等推進基本法が施行され、犯罪死見逃し防止に万全を期すべく、司法解剖、簡易薬毒物検査、医療機関や警察協力医等と連携した死亡時画像診断等を積極的に行なった。

(4) 知能犯罪捜査の推進

令和6年度中は、詐欺事件（経済的不正事件）の検挙のほか、静岡県知事選挙、第50回衆議院議員総選挙の違反取締りや近年、増加する告訴・告発事件の適正な取扱い及び速やかな事件

処理を推進した。

(5) 窃盗犯罪捜査の推進

令和5年及び令和6年中の窃盗犯認知・検挙状況は、次表のとおりである。

区分	総数 (全窃盗犯)	内訳	
		重要窃盗犯	その他
認知件数	令和6年	10,625件	1,380件
	令和5年	10,145	949
	増減	480	431
検挙件数	令和6年	4,464	604
	令和5年	4,135	501
	増減	329	103
検挙率	令和6年	42.0%	43.8%
	令和5年	40.8	52.8
	増減	1.2	△9.0
検挙人員	令和6年	2,396人	132人
	成人	2,173	121
	少年	223	11
	令和5年	2,417人	97人
	成人	2,171	90
	少年	246	7
	増減	△21	35
	成人	2	31
	少年	△23	4
			△27

(6) 捜査支援分析業務の推進

228,880,586円

令和4年3月28日に捜査支援分析課を発足させ、防犯カメラ画像等の迅速な収集・解析、プロファイリング等各種情報分析、携帯電話機等の電磁的記録の解析等、科学的・技術的見地からの捜査支援を行った。

(7) 現場鑑識活動・科学捜査の推進

90,469,007円

ア 現場鑑識活動の徹底

迅速かつ積極的な臨場による徹底した現場鑑識活動を実施し、適正な立証措置に配意した資料の完全採取に努め、犯人の割出し及び犯行の裏付け等早期解決に寄与した。

また、資料採取技術の向上や現場鑑識活動の基本の徹底を目的とし、捜査用似顔絵講習会及び現場鑑識競技会を開催し、若手警察官の育成を図った。

令和5年度及び令和6年度中の現場指紋及び足跡の受理件数並びに写真印画数は、次表のとおりである。

区分	現場指紋 受理件数	現場足痕跡 受理件数	写真印画数
令和6年度	2,418件	1,879件	1,074,043枚
令和5年度	2,468	1,659	1,182,320
増減	△50	220	△108,277

犯罪捜査における出動に加え、認知症やその疑いのある行方不明者の発見活動の一環として、要請内容に応じ、警察犬を出動させている。

令和5年度及び令和6年度中の犯罪捜査及び行方不明者捜索にかかる警察犬出動件数等は、次表のとおりである。

区分	犯罪捜査	行方不明
令和6年度	104件	190件
令和5年度	64	246
増減	40	△56

イ 法科学鑑定の状況

科学捜査力の向上を図るため、捜査員を対象とした派遣型教養を実施したほか、鑑定技術職員の法科学研修所への入所や日本法科学技術学会学術集会(11月開催)への参加等、現場捜査員の科学的視点の育成、鑑定を通じた各種研究の推進と知識・技能の向上に努めた。

令和5年及び令和6年中の法科学鑑定の受理状況は、次表のとおりである。

区分	令和6年	令和5年	前年対比	
			増減	増減率
総受理件数	10,130件	10,300件	△170件	△1.7%
法 医 科	総数	4,424	3,748	676
	(内顔鑑定)	129	109	20
薬毒物化学科	4,090	5,099	△1,009	△19.8
応用化学科	287	378	△91	△24.1
物理 科	総数	937	894	43
	(内実包)	868	761	107
文書科	352	140	212	151.4
心理科	40	41	△1	△2.4

(8) 機動捜査隊の活動

殺人・強盗・放火等凶悪事件、人身安全関連事案、特殊詐欺事件発生時における初動捜査を始め、連続発生する事件、広域窃盗事件の捜査、指名手配被疑者の追跡捜査等について刑事部直轄の実働部隊として、各警察署と連携を図り機動力を駆使し、積極かつ迅速な捜査を展開した。

(9) 犯罪組織の実態解明

23,400,000円

ア 組織犯罪情報の集約と分析の推進

潜在化・巧妙化する犯罪組織に適切に対応するため、事件検挙等の警察活動を通じて入手し

た犯罪組織に関する情報を一元化した上、関係所属に共有可能なシステムを運用し、県内組織犯罪情報を集約・分析した。

イ 匿名・流動型犯罪グループ対策の推進

治安対策上の脅威となっている匿名・流動型犯罪グループ対策として、従来の枠組みを抜本的に見直し、県警のあらゆる部門から成る推進体制を構築、同グループに対する取締り・実態解明を強力に推進した。

ウ 犯罪組織資金源対策の推進

暴力団などの犯罪組織に対し、資金源の解明と組織的犯罪処罰法に基づく起訴前没収保全を適用するなど、実質的な犯罪収益の剥奪に指向した捜査を推進した。（令和6年中の起訴前没収保全適用件数5件、保全金額約6,158万円）

(10) 暴力団対策の推進

ア 暴力団情勢

令和6年度末現在、全国の指定暴力団は、六代目山口組、神戸山口組、糸會、稻川会、住吉会等の25団体である。

県内で活動する暴力団構成員等の約99%は、指定暴力団である六代目山口組、糸會、稻川会及び極東会の傘下であり、暴力団対策法の規制対象となっている。

各年の12月末現在における県内暴力団構成員の推移は、次表のとおりである。

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人 員	約385人	約325人	約300人	約245人	約235人

イ 暴力団犯罪の取締り

暴力団の壊滅・資金源の剥奪はもとより、暴力団壊滅集中戦略推進計画に基づき、重点取締対象団体を選定し、あらゆる法令を駆使して暴力団犯罪の徹底した取締りを推進した結果、令和6年中、暴力団構成員64人（前年対比6人減）を検挙した。

ウ 行政命令発出状況

令和6年中は不当贈与要求行為、用心棒料等要求行為、加入強要等の暴力的 requirement 行為等に対して21件の行政命令を行った。

エ 暴力団排除活動の推進

(ア) 静岡県暴力団排除条例の適用

令和6年度中、静岡県暴力団排除条例の適用はなかった。

(イ) 行政対象暴力対策

令和6年度中、県や各市町の自治体を始め、各行政機関と連携を図るとともに、（公財）静岡県暴力追放運動推進センターと共同した行政に対する講習会を10回・350人に対し実施した。

(ウ) 企業対象暴力対策

例年、暴力団、総会屋等の反社会的勢力との関係遮断と企業のコンプライアンス（法令遵守）を促すため、「静岡県企業防衛対策協議会」と連携し、県内を3地区に分けてブロック会議を実施することにより、会員企業に暴力団等の反社会的勢力の情勢や対応要領を説明し、会員企業との情報共有を図った。

株主総会が集中する6月中の1か月間、「静岡県警察株主総会特別警戒本部」を設置した。

令和6年度中に開催された株主総会のうち臨場要請があった44社に127人の警察官を派遣して警戒警備活動等を実施し、不法事案の未然防止を図った。

(エ) 広報・啓発活動

コロナ禍の影響で中止や規模を縮小して行っていた「暴力追放・銃器根絶静岡県民大会」について、令和6年11月18日に静岡市内において通常開催した。

(11) 特殊詐欺等事件捜査の推進

ア 特殊詐欺

令和6年中の特殊詐欺の認知件数は379件、被害額は約15億5,414万円で、前年と比べ26件増、被害額も約7億6,376万円増加した。

検挙件数・人員については、163件・79人と、前年と比べ14件・2人減少した。

(ア) 令和6年及び令和5年中の特殊詐欺認知件数・被害金額

区分	令和6年		令和5年		前年比	
	認知件数(件)	被害金額(千円)	認知件数(件)	被害金額(千円)	認知件数(件)	被害金額(千円)
オレオレ詐欺	233	1,022,943	151	371,452	82	651,491
預貯金詐欺	21	22,987	36	48,605	△15	△25,618
架空料金請求詐欺	49	328,619	63	258,095	△14	70,524
還付金詐欺	30	47,435	83	78,821	△53	△31,386
キャッシングカード詐欺 盗	24	41,641	15	20,419	9	21,222
上記以外の特殊詐欺	22	90,516	5	12,991	17	77,525
特殊詐欺全体	379	1,554,141	353	790,383	26	763,758

※ 被害金額は、払出盗被害額を含めた実質的被害金額

(イ) 令和6年及び令和5年中の検挙件数・人員

区分	令和6年		令和5年		前年比	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員
特殊詐欺全体	163件	79人	177件	81人	△14件	△2人
詐欺	145	75	125	68	20	7
詐欺盗	18	4	52	13	△34	△9
助長犯	88	65	71	65	17	0

※ 助長犯とは、転売目的の口座開設、携帯電話契約や、通帳、携帯電話等の譲渡、その誘引行為等といった特殊詐欺を助長する犯罪をいう。

イ SNS型投資・ロマンス詐欺

令和6年中のSNS型投資・ロマンス詐欺の認知件数は197件、被害額は約27億4,000万円で、前年と比べ140件の増加、被害額も約19億3,000万円増加となった。

検挙件数・人員については、21件・6名となっている。

(ア) 令和5年及び令和6年中の認知件数・被害金額

区分	令和6年		令和5年		前年比	
	認知件数(件)	被害金額(千円)	認知件数(件)	被害金額(千円)	認知件数(件)	被害金額(千円)
投資詐欺	127	1,928,211	20	322,366	107	1,605,845
ロマンス詐欺	70	815,177	37	489,538	33	325,639
合計	197	2,743,388	57	811,904	140	1,931,484

(1) 令和5年及び令和6年中の検挙件数・人員

区分	令和6年		令和5年	
	件数(件)	人員(人)	件数(件)	人員(人)
投資詐欺	2	1	統計資料なし	
ロマンス詐欺	19	5		
合計	21	6		

※ 検挙件数・人員については、詐欺罪又はSNS型投資・ロマンス詐欺を前提犯罪とする組織的犯罪処罰法違反で検挙したものと計上対象とする。

(12) 薬物・銃器犯罪対策の推進

ア 薬物犯罪対策の強化

令和6年中、あらゆる捜査手法を駆使し末端乱用者と密売人の需要と供給の両面に対する取締りを強化した。

検挙人員等は、次表のとおりである。

＜検挙人員＞

区分	覚醒剤	大麻	麻薬等	指定薬物	合計
令和6年	144人	165人	32人	8人	349人
令和5年	180	197	18	4	399
前年比	△36	△32	14	4	△50

薬物事犯全体では覚醒剤事犯と大麻事犯で約9割を占める（両者の割合はほぼ同等）

＜押収量＞

区分	覚醒剤	乾燥大麻	THC濃縮物	MDMA	LSD
令和6年	56.7 g	8,348.3 g	291.2 g	6,698錠	2枚
令和5年	126.9	5,637.8	998.5	18	5
前年比	△70.2	2,710.5	△707.3	6,680	△3

覚醒剤押収量は減少、大麻押収量は増加している。

＜暴力団員等検挙人員＞

区分	覚醒剤	大麻	麻薬等	合計
令和6年	44人	14人	6人	64人
令和5年	46	21	0	67
前年比	△2	△7	6	△3

覚醒剤事犯検挙人員のうち暴力団員等が約3割を占める。

＜覚醒剤再犯者＞

区分	覚醒剤
令和6年	97人(67.4%)
令和5年	129 (71.7)
前年比	△32

＜大麻初犯者＞

大麻
118人(71.5%)
155 (78.7)
△37

覚醒剤事犯は再犯者率が約7割、大麻事犯は初犯者率が約7割を占める。

イ 薬物再乱用防止対策の推進

平成22年から薬物乱用者のうち初犯者等に対し、警察施設に勾留されている機会に、薬物乱用防止関係資料を閲覧及び配布して、薬物乱用の弊害や官・民の相談機関を教示するなどの薬物再乱用防止対策を推進している。

ウ 銃器事犯の取締り

令和6年中、拳銃発砲事件の発生はなく、拳銃押収数は9丁（前年比4丁増）であった。

エ 銃器対策の推進

暴力団等の組織的管理に係る拳銃の摘発に重点を置いた情報収集を強化するとともに、銃のない安全な社会を実現するため、銃器根絶に向けた広報啓発活動を推進した。

(13) 国際組織犯罪対策の推進

42,135,348円

ア 国際犯罪組織等に対する実態解明と事件検挙

外国人コミュニティの実態は、社会経済等の変動に伴って常に変化することから、外国人のコミュニティ及びそのネットワークについて実態解明を推進し、犯罪組織の浸透の予兆等を把握した場合には、対策を講じてその浸透を防止するよう努めている。

特にヤードについては、一部が盜難自動車の保管・解体場所となったり、不法滞在外国人等の稼働場所となるなど、犯罪の温床となっている現状があることから、ヤードの把握・実態解明を重点的に推進している。

イ 来日外国人犯罪の検挙状況

過去5年間における来日外国人（永住者、特別永住者等の定住外国人を除く。）による犯罪の検挙状況の推移は、次表のとおりである。

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
検挙件数	669件	668件	533件	458件	621件
刑法犯	523	540	397	308	476
特別法犯	146	128	136	150	145
検挙人員	334人	351人	289人	311人	344人
刑法犯	226	242	185	198	238
特別法犯	108	109	104	113	106

【評価】

指標名	現状値 (R2年)	実績				目標値 (R7年)
		R3年	R4年	R5年	R6年	
成果指標	刑法犯 認知件数 15,370 件	14,440 件	14,269 件	15,612 件	16,339 件	12,000 件以下
活動指標	重要犯罪 検挙率 88.1 %	93.0 %	85.7 %	87.3 %	92.9 %	毎年90.0 %以上
	暴力団構成員 (組員以上) 検挙割合 (H28-R2) 平均 21.0%	19.1 %	22.0 %	28.6 %	27.0 %	毎年20.0 %以上

重要犯罪等発生時において、迅速的確な初動捜査を徹底し、被疑者の早期検挙を推進した結果、検挙率は目標値を達成できた。

また、暴力団等の犯罪組織の壊滅・弱体化のため、各種法令を適用し、組織や資金源獲得活動に打撃を与えることによる効果を絞った取締りを推進し、暴力団組織を弱体化させた。

【課題】

重要犯罪の検挙件数及び検挙人員はいずれも増加しているが、認知件数についても増加傾向にあるため、引き続き認知件数を減少させるための取組が必要である。

特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の被害が前年を大きく上回っているところ、これらの犯罪を始め、様々な手段で違法な資金獲得活動を行っている匿名・流動型犯罪グループが治安上の脅威となっているため、同グループに対する情報収集活動を強化し、組織実態を解明するとともに、あらゆる法令を駆使した戦略的な取締りを徹底し、グループの壊滅に向けた取組みを推進する必要がある。

【改善】

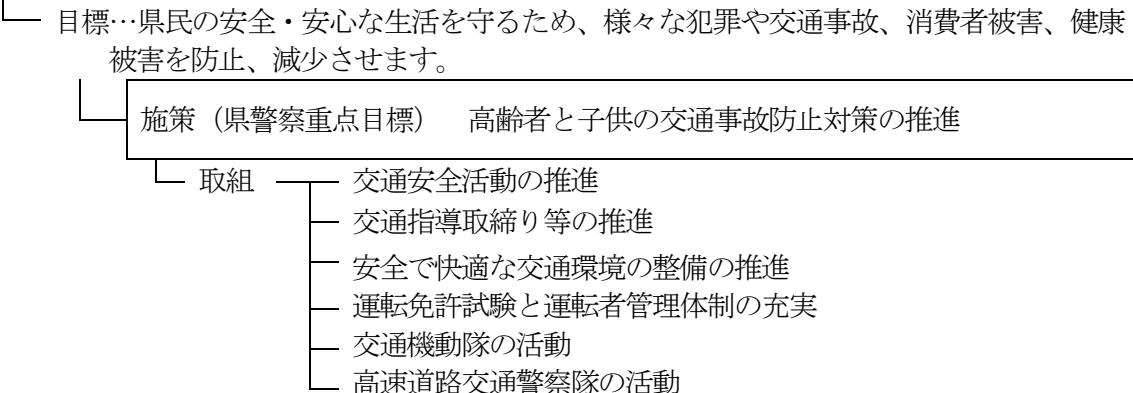
重要犯罪の発生時には、引き続き迅速的確な初動捜査を徹底し、被疑者の早期検挙を推進するとともに、犯罪抑止対策を強化する。

特殊詐欺等の被害認知時には、徹底した初動捜査により実行犯を検挙するとともに多角的な分析を行い、あらゆる法令を駆使して上位被疑者の検挙及びグループの実態解明に向けた捜査を推進する。

V 交通部

1 施策の体系

政策の柱 安全な生活の確保と交通安全の推進



2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

高齢者と子どもの交通事故防止対策の推進

8,048,487千円

(1) 交通情勢

本県は、経済の流通基幹である東名高速道路、新東名高速道路、国道1号が県内を東西に横断し、伊豆、富士山麓、浜名湖等全国有数の観光地を抱えることから、県外からの車両が多く見られる。

(2) 交通事故の概況

令和5年及び令和6年中の交通事故発生状況は、次表のとおりである。

区分	令和6年	令和5年	前年対比	
			増減	増減率
人身事故件数	17,441件	18,662件	△1,221件	△6.5%
死者数	88人	70人	18人	25.7
負傷者数	21,880	23,573	△1,693	△7.2

(3) 交通安全活動の推進

569,304,976円

令和6年は、「高齢者と子供の交通事故防止対策の推進」を重点目標とし、

- ・ P D C Aサイクルに基づく交通事故抑止対策の推進
- ・ 歩行者や自転車等に対する各種交通安全施策の推進
- ・ 厳正な取締りによる悪質・危険運転者対策の推進
- ・ 安全で快適な交通環境の整備の推進
- ・ 交通事故防止に向けた効果的な運転免許行政の推進

を推進項目として各種交通安全活動を推進した。

また、静岡県交通安全対策協議会が主催する、春・秋の全国交通安全運動、夏・年末の交通安全県民運動期間中、関係機関・団体と連携して、県民の交通安全意識の高揚を図った。

ア P D C Aサイクルに基づく交通事故抑止対策の推進

管内の交通実態、交通事故発生状況に応じた交通事故防止対策を効果的に推進するため、ミク

ロ・マクロでの視点を踏まえた多角的な見地から、四半期ごとの交通事故発生データを地図上で詳細に分析して重点地区・路線を選定するとともに、効果検証結果に基づく改善事項を次期サイクル等に的確に反映させ、実効のある交通事故防止活動を推進した。

重点地区・路線における交通事故防止対策として「交通事故ゼロの日」である毎月10日を「PDC交通事故抑止活動強化の日」と指定し、レッド・ボイスパトロール及び広報啓発活動を実施し交通事故防止を推進した。

イ 歩行者や自転車等に対する各種交通安全施策の推進

(ア) 横断歩行者に対する事故防止対策の推進

- ・ ドライバーに対し、横断歩道における歩行者優先義務等の遵守を徹底させるための交通安全教育を推進するとともに、歩行者事故の分析結果に基づいた街頭活動を実施した。
- ・ 歩行者に対し、道路横断時に自らを守る安全行動「しづおか・安全横断3つの柱」
 - 1の柱 手を上げる・差し出す、運転者に顔を向けるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝えること
 - 2の柱 安全を確認してから横断を始めること
 - 3の柱 横断中も周りに気を付けること

を周知・実践させるための交通安全教育や広報啓発活動を推進した。

(イ) 地域の交通実態に即した参加・体験・実践型の交通安全教育や高齢者に対する交通安全指導を推進したほか、自発光式等反射材用品の着用促進を図った。

(ウ) 「自転車安全利用五則」による基本的な広報啓発に加えて、自転車事故の発生実態を踏まえた「しづおか・自転車事故防止3つの柱+1（プラスワン）」

- 1の柱 交差点では、周りに気をつけよう
 - 2の柱 一時停止場所では、しっかり停まろう
 - 3の柱 急がず、ゆっくり走ろう
- +1（高齢者の方へのプラスワン）

アシスト自転車の特性（加速・車重）を理解しよう

の周知・実践に向けた交通安全教育、広報啓発活動や指導取締りを推進した。

(エ) 関係機関・団体と連携し、自転車乗車用ヘルメットの着用促進に向けた働き掛けを行うとともに、交通安全教育や広報啓発活動等を推進した。

また、自転車乗車用ヘルメット着用促進動画を制作し、LEDビジョン等で放映するなど、ヘルメット着用機運醸成を図った。

(オ) 自転車利用者のルール遵守とマナー向上を図るため、自転車利用者の信号無視や一時不停止、携帯電話使用などの交通違反に対して自転車安全指導カードによる指導・警告を行うとともに、悪質・危険な行為については交通切符等を適用して検挙した。

また、自転車運転者講習制度を適正に運用し、令和6年中は、過去3年以内に2回危険行為で検挙された者8人に対して講習を実施した。

(カ) 自転車事故当事者の約4分の1を占める高校生及び自転車事故死者の約8割を占める高齢者を対象に、指定自動車教習所において自転車の危険性を理解させる参加・体験・実践型の交通安全教室「自転車安全運転体験講習」を実施した。

(キ) 高校生に対しては、教育委員会及び私学協会の間で締結した「高校生の安全な自転車利用に関する学校警察連携制度」に基づき、生徒指導に当たる各高等学校教諭に対し、各警察署において指導・警告した自転車安全指導カードを閲覧するとともに、警察からの指導状況、交通安全情報等を提供し、各高等学校における自転車指導を充実させた。

(ク) 自転車利用を始める小学生の交通事故防止対策として県、教育委員会と連携した「静岡県自転車免許制度」を実施しており、基本的な交通ルールと正しい自転車の乗り方を体得させ、受講児童に自転車免許証を交付した。

○ 自転車安全指導カード

区分	令和6年度	令和5年度	増減
自転車安全指導状況	43,195件	34,573件	8,622件

○ 自転車安全運転体験講習

区分	令和6年度	令和5年度	増減
自転車安全運転体験講習状況	13回	14回	△1回

○ 自転車免許制度

区分	令和6年度	令和5年度	増減
自転車免許制度参加状況	55小学校	57小学校	△2小学校

(ア) 安全運転管理者等に対し、法定講習、企業講習、個別指導等により、事業所の安全運転管理について指導を行った。

また、交通指導取締りや交通事故捜査等あらゆる機会を通じて、未選任事業所の発見に取り組んだ。

ウ 悪質・危険運転者対策

(ア) 飲酒運転対策の推進

飲酒が運転等に与える影響について理解を深めるため、飲酒ゴーグルを活用した参加・体験型の交通安全教育を推進するとともに、酒類を扱う飲食店などと連携した広報キャンペーン、広報紙を作成して積極的に情報発信を行うなど、飲酒運転の悪質性、危険性について周知を図り、飲酒運転を絶対に「しない、させない」環境づくりに取り組んだ。

(イ) 妨害運転対策

妨害運転、いわゆる「あおり運転」を未然に防止するためには、交通指導取締りのほか、あおり運転を「しない」、「誘発しない」ことの必要性について理解を深めることが重要であるため、

○ 周辺車両に対する「思いやり・ゆずり合い」運転の励行や車両距離の保持

○ 「右左折時には早めにウインカーを出す」、「急な進路変更をしない」など、交通ルールの遵守とマナーの実践に努める

等について、運転免許証の更新時等あらゆる機会を通じて指導啓発を行った。

エ 高齢運転者等に対する取組

(ア) 高齢者が加齢に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響を理解した上で、安全な運転行動を実践することができるよう、各種講習や教育機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進した。

(イ) 令和2年に一般社団法人日本自動車販売連合会静岡県支部及び国土交通省中部運輸局静岡運輸支局と締結した「安全運転サポート車の普及啓発に向けた協定」に基づき、運転免許更新日曜窓口において「安全運転サポート車の体験乗車会」を実施するなど、関係機関・団体等と連携し、あらゆる機会を通じて安全運転サポート車の普及促進を図った。

オ 二輪車の安全利用の推進

(ア) 二輪車運転者の被害軽減を図るため、ヘルメットの正しい着用やプロテクター等の着用について、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を推進した。

(イ) 道の駅などの休憩施設と連携した交通安全情報の掲出を依頼するなど県内外から訪れる二輪車運転者に対する交通安全意識の高揚を図ったほか、企業講習や安全運転管理者等講習を通じて、

二輪車を利用する従業員に対する交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図った。

カ 交通安全体験車を活用した参加・体験・実践型の安全教育の推進

ドライビングシミュレータ、自転車シミュレータ等の安全機器を搭載した交通安全体験車を活用して、高齢者等が自己の運転のくせや加齢に伴う身体機能の変化をチェックしたり、こどもから高齢者までの多くの自転車利用者が安全な走行方法を学んだり、運転者疑似体験型集合教育装置を用いた危険予測を学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、交通安全意識の高揚を図った。

キ 静岡県交通安全指導員と連携した交通安全活動の推進

県下の全28警察署内の交通安全協会各地区支部に配置されている静岡県交通安全指導員と連携し、街頭における交通指導、こどもや高齢者に対する交通安全教育等の交通安全対策を推進した。

ク 外国人交通安全教育指導員による交通安全教育の実施

県内に居住する外国人の交通事故を抑止するため、全国に先駆け平成19年度からブラジル国籍の女性を外国人交通安全教育指導員として任用し、ポルトガル語を母国語とするブラジル人等に対する交通安全教育の充実を図った。

ケ 地域交通安全活動推進委員による交通安全活動の推進

地域における交通問題を解決するため、地域交通安全活動推進委員を県下28警察署で500人に委嘱し、地域住民に対する交通安全教育、交通事故防止のための啓発活動等を展開し、地域における交通安全活動を推進した。

コ 自動車運転代行業界の健全化と交通事故防止対策の実施

自動車運転代行業界の業務の健全化を図るために、県と合同で営業所に対する立入検査を実施した。

サ 累積点数等通知業務の実施

交通違反行為をしたことにより、累積点数が運転免許の停止処分の直前に達した者に対して累積点数通知書を発出し、交通安全意識の高揚を図った。

シ 交通総合管理システムの運用

「交通事故統計・捜査管理支援システム」、「交通切符等管理システム」、「放置駐車管理システム」、「交通規制管理システム」等の交通警察関係業務を一括管理することにより、業務の合理化、効率化が図られることとなった。また、県警ホームページ上で誰もが自由に「交通事故マップ」を作成できる「交通事故発生マップコーナー」を開設しているほか、「交通事故日報」や「交通安全情報」等を公開し、令和6年中約22万件のアクセスがあった。

(4) 交通指導取締り等の推進

108,427,856円

ア 真に交通事故抑止に資する交通指導取締り

悪質性、危険性、迷惑性が高い無免許運転、飲酒運転、速度超過、信号無視、横断歩行者妨害、一時不停止、交差点右左折方法及び携帯電話使用の8種違反を「死亡事故抑止違反」に指定するとともに、運転者の規範意識の向上を図るために、座席ベルト装着義務、幼児用補助装置使用義務及び整備不良の3種違反を「規範意識向上違反」にそれぞれ指定し、これらの違反に重点指向した指導取締りを推進した。

(ア) P D C A サイクルに基づく交通指導取締り活動の推進

各地域における交通事故発生状況を分析した結果から重点地区・路線を選定し、四半期ごと(季節ごと)に取締り計画や活動重点を設定してP D C A サイクルに基づく交通指導取締りを実施した。

また、交通事故ゼロの日を「P D C A 交通事故抑止活動強化の日」と指定し、白バイ等を活用した交通指導取締りを強化した。

(イ) 生活道路及び通学路における事故防止対策の推進

可搬式速度違反自動取締装置を導入して速度違反の取締りを強化するなど、生活道路や通学路における事故防止活動を推進した。

(ウ) 交通反則通告制度の運用

道路交通法第9章(反則行為に関する処理手続の特例)に基づき、交通反則の通告を行い、

118,369件の反則行為について反則金が納付されている。

区分	令和6年度	令和5年度	増減	増減率
納付件数	118,369件	137,869件	△19,500件	△14.1%

(イ) 放置駐車違反取締り

地域の駐車実態等を踏まえ、悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に重点指向した取締りを推進した。令和6年中の放置駐車確認標章取付件数は、6,431件で前年より450件減少した。

また、放置違反金制度による使用者責任の追及に努め、長期間放置違反金を納付しない使用者に対して、滞納処分を実施した。

○ 滞納処分件数

区分	令和6年度	令和5年度	増減	増減率
件 数	22件	50件	△28件	△56.0%
徴 収 金 額	306,000円	720,000円	△414,000円	△57.5%

○ 滞納処分件数の内訳（令和6年度中に実施したもの）

区分	令和2年度以前	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	計
件 数	6件	1件	1件	9件	5件	22件

イ 受傷事故防止対策

交通警察官による現場活動中の受傷事故を防止するため、各所属における小集団活動及び実戦型訓練の実施、幹部による現場点検の実施、受傷事故防止担当責任者研修会等の開催、警察緊急自動車運転技能者専科教養等による受傷事故防止指導者の育成、署白バイ乗務員養成・定期訓練等による白バイ乗務員に対する教養等、総合的な受傷事故防止対策を推進した。

令和6年度中に実施した対策は次のとおりである。

○ 幹部による現場点検

警察署(隊)幹部による現場点検 延べ762回

○ 受傷事故防止担当責任者研修会

所属の交通課及び地域課の担当責任者等 受講者60人

令和6年5月29日実施

○ 警察緊急自動車運転技能者専科

二輪課程 令和6年7月17日から7月31日までの間 受講者3人

四輪課程 令和6年6月11日から6月25日までの間 受講者12人

○ 署白バイ乗務員養成訓練

令和6年6月25日から7月5日までの間 参加者20人

○ 署白バイ乗務員定期訓練

令和6年5月21日から23日、令和6年10月22日から24日までの計6日間

参加者117人

○ 受傷事故防止専科

令和7年2月25日から2月28日までの4日間

ウ 暴走族の取締り

暴走族情報や暴走族に関する110番通報等を分析し、取締り時間・場所・路線を選定した暴走族取締りを強力に推進した。

令和6年中は、整備不良等の交通違反や特別法犯により31人を検挙（前年対比12人増）した。

○ 暴走族の実態と検挙状況の推移

区分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
グループ数	1 グループ				
構成員	72人	72人	26人	26人	10人
110番件数	440件	362件	517件	425件	313件
検挙人員	55人	32人	20人	19人	31人
うち共危※	11	25	7	6	0
うち逮捕者	11	14	7	4	0

※ 共危とは、共同危険行為等の禁止違反をいう。

エ 交通事故事件捜査

ひき逃げ事件等の重大交通事故事件が発生した場合には、交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官以下担当係員を発生所属等に派遣して具体的な捜査指揮を実施したほか、捜査主任官等定期講習、交通事故事件捜査実戦塾等を開催し、交通事故事件捜査能力の向上を図った。

(ア) 交通事故事件の強制捜査実施状況（令和6年度）

区分	無免許 飲酒	無免許	酒酔い 酒気帯	その他	計	前年対比
道交法違反等	1件	83件	125件	32件	241件	△5件
人身事故	1	11	21	107	140	18
計	2	94	146	139	381	13

(イ) 交通鑑識活動状況

令和6年中、重大交通事故事件発生署等に担当係員を延べ323回派遣するとともに、速度算出等捜査78件、血液検査依頼59件、死体解剖17体、三次元レーザースキャナ計測による図化件数121件等の捜査活動を実施した。

(ウ) ひき逃げ事件の発生・検挙状況

令和6年中におけるひき逃げ事件の発生は、93件で、このうち88件を検挙（検挙率94.6%）した。

区分	発生件数	検挙件数	検挙率
死亡	令和6年	4件	4件
	令和5年	4	4
	増減	0	0
重傷	令和6年	12	12
	令和5年	15	14
	増減	△3	△2
軽傷	令和6年	77	72
	令和5年	77	73
	増減	0	△1
計	令和6年	93	88
	令和5年	96	91
	増減	△3	△3

(イ) 交通事故の被害者支援

交通事故の被害者支援の対象は、「静岡県警察指定被害者支援要員制度運用要綱」等に基づき、死亡事故、全治3か月以上の重傷事故、ひき逃げ事故、危険運転致死傷事件等となっている。

交通事故の被害者支援は、支援の対象となる被害者又は遺族に対して、令和6年中は、382件発生した支援対象事件に対して1,146回の被害者支援を実施した。

区分	ひき逃げ事件			死亡事故	重傷事故	危険運転	その他事故	計
	死亡	重傷	軽傷					
対象事件	4件	14件	86件	72件	200件	3件	3件	382件
実施回数	32回	52回	274回	206回	570回	5回	7回	1,146回

※ 対象事件の死亡事故件数は24時間以内死亡事故以外を含む。

(5) 安全で快適な交通環境の整備の推進

4,926,642,135円

ア 令和6年度中の主要施策

(ア) 生活道路における安全対策の推進

生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的としたゾーン30を新たに2か所整備するとともに、道路管理者と連携して、令和6年度末までにゾーン30として整備した167か所のうち11か所をゾーン30プラスとして整備した。

(イ) 交通環境の変化を踏まえた交通規制の見直し

新改築道路や通学路、生活道路等の交通実態や交通事故、交通渋滞発生状況等を踏まえた交通規制の見直しや信号機の新設、高度化・改良を行った。

(ウ) 信号機LED化の推進

信号機のLED化は、視認性向上による交通事故抑止、消費電力削減によるCO₂排出削減及び電気料等のコスト削減に優れた効果があることから、令和10年度末までに全信号機のLED化を完了させるべく整備を推進している。

(エ) 交通安全施設の老朽化対策の推進

更新基準を踏まえて計画的に信号制御機を更新したほか、老朽化した信号柱の更新を推進した。

イ 令和6年度中の交通安全施設等整備状況

(ア) 信号機関係

○ 信号機の新設	6基
○ 信号機の改良	
・ 信号制御機の更新	302基
・ 歩行者支援装置の新設	2基
・ 多現示化	3基
・ 信号柱の更新	185本
○ 信号灯器のLED化	
・ 車両用灯器	500か所
・ 歩行者用灯器	405か所
○ 信号機電源付加装置の更新	4か所

(イ) 標識標示関係

○ 路側標識の設置	
・ 固定式標識	3,326本(柱)
・ 自発光標識	2枚
○ 道路標示	
・ 横断歩道	127.3km

(6) 運転免許試験と運転者管理体制の充実

1,920,000,746円

ア 運転免許試験の実施状況

令和5年度及び令和6年度中における運転免許試験の状況は、次表のとおりである。

区分		令和6年度	令和5年度	前年対比	
				増減	増減率
第一種 免許	受験者	71,251人	75,942人	△4,691人	△6.2%
	合格者	52,191	54,597	△2,406	△4.4
	合格率	73.2%	71.9%	1.3%	—
第二種 免許	受験者	1,714人	1,509人	205人	13.6
	合格者	1,084	805	279	34.7
	合格率	63.2%	53.3%	9.9%	—
計	受験者	72,965人	77,451人	△4,486人	△5.8
	合格者	53,275	55,402	△2,127	△3.8
	合格率	73.0%	71.5%	1.5%	—

イ 運転免許証の作成交付状況

(ア) 令和5年度及び令和6年度中における運転免許証の作成交付状況は、次表のとおりである。

区分	令和6年度	令和5年度	前年対比	
			増減	増減率
新規等	49,880件	52,270件	△2,390件	△4.6%
更新	587,150	533,256	53,894	10.1
再交付	13,091	13,411	△320	△2.4
計	650,121	598,937	51,184	8.5

※ 新規等とは、新規、併記免許及び免許証の有効期限が切れた者が一定の要件を満たした場合(いわゆる特別試験合格者)に交付する件数を含む。

(イ) 運転免許証の即日交付

区分	令和6年度		令和5年度		前年対比	
	件数	交付率	件数	交付率	件数	交付率
新規等	49,866件	100.0%	52,247件	100.0%	△2,381件	0.0%
更新	573,859	97.7	519,685	97.5	54,174	0.2
再交付	12,796	97.8	13,053	97.3	△257	0.5
計	636,521	97.9	584,985	97.7	51,536	0.2

ウ 運転免許証の自主返納及び運転経歴証明書交付状況

令和5年度及び令和6年度中における運転免許証の自主返納及び運転経歴証明書の交付状況は、次表のとおりである。

区分	令和6年度	令和5年度	前年対比	
			増減	増減率
自主返納	16,421人	14,872人	1,549人	10.4%
65歳以上	15,912	14,455	1,457	10.1
運転経歴証明書	15,574件	14,400件	1,174件	8.2%
65歳以上	15,128	14,034	1,094	7.8

エ 運転免許の行政処分

厳正かつ迅速な行政処分の執行に向けた取組を推進しており、令和5年度及び令和6年度中における運転免許の行政処分決定状況は、次表のとおりである。

区分	令和6年度	令和5年度	前年対比	
			増減	増減率
免許取消処分	620件	712件	△92件	△12.9%
免許停止処分	3,363	4,103	△740	△18.0
計	3,983	4,815	△832	△17.3

オ 法定講習

道路交通法に基づく令和5年度及び令和6年度中の講習実施状況は、次表のとおりである。

区分	令和6年度	令和5年度	前年対比	
			増減	増減率
講習者	短期(30日)	2,239人	2,552人	△313件 △12.3%
	中期(60日)	508	679	△171 △25.2
	長期(90~180日)	252	294	△42 △14.3
	計	2,999	3,525	△526 △14.9
更新時講習	442,345	413,383	28,962	7.0
講習員	教習指導員	623	621	2 0.3
	技能検定員	703	691	12 1.7
	副管理者	157	153	4 2.6
	計	1,483	1,465	18 1.2
安全運転管理者等講習	16,652	16,307	△345 △2.1	
初心運転者講習	440	457	△17 △3.7	
取消処分者講習	631	623	8 1.3	
取得時講習	265	209	56 26.8	
原付講習	1,075	1,248	△173 △13.9	
高齢者講習	152,526	130,917	21,609 16.5	
講習者	実車指導	556	620	△64 △10.3
	社会参加	878	1,020	△142 △13.9
	計	1,434	1,640	△206 △12.6

カ 高齢運転者支援ホットライン

運転免許課に電話相談専用窓口『高齢運転者支援ホットライン』を設置し、高齢者等からの運転に関する不安や認知機能検査に関する問い合わせ等に対応している。令和6年度中の受理件数は6,907件（前年比626件増、10.0%増）であった。

キ 運転免許証更新手続き等の日曜日における窓口事務

県民の利便を図るため、各運転免許センターで日曜日における運転免許証の更新手続、運転免許証の自主返納受付及び運転経歴証明書の交付申請に係る窓口を開設している。

令和6年度中に27,803人（前年対比1,611人増、6.2%増）の利用者があった。

(7) 交通機動隊の活動状況

交通機動隊は、交通事故抑止を目的とし、白バイの持つ機動力を発揮した

- P D C A サイクルに基づく交通事故抑止対策の重点地区・路線における交通指導取締り
- 交通事故発生実態に即した交通指導取締り
- 交通死亡事故抑止違反及び規範意識向上違反を重点とした交通指導取締り
- 生活道路や通学路等における歩行者保護のための交通指導取締り

等の活動のほか、警察署からの要請に基づいた交通指導取締り、交通安全イベントへの参加、マラソン・駅伝大会における選手の誘導等、各種応援派遣活動に取り組んだ。

そのほか、能登半島地震発生に伴う災害派遣、重大事故事件発生時の初動対応・捜査に従事した。

(8) 高速道路交通警察隊の活動状況

高速道路交通警察隊は、東名高速道路、新東名高速道路等を活動区域とし、交通指導取締り及び交通事故事件の捜査並びに高速道路利用者に対する広報活動を推進している。

令和6年中の交通事故発生状況は、人身事故件数、死者数は前年より減少したが負傷者数は増加した。

また、令和2年12月22日から新東名高速道路の全線6車線化と最高速度規制120km/hの運用が開始されているが、交通事故発生状況に大きな変動は認められない。

ア 交通事故発生状況

区分	令和6年	令和5年	前年対比		
			増	減	増減率
人身事故件数	240件	245件	△5件		△2.0%
死者数	3人	7人	△4人		△57.1
負傷者数	437	426	11		2.6

イ 令和6年中の道路別発生状況

区分	人身事故						物件事故		合計
	件数	増減	死者	増減	負傷者	増減	件数	増減	
東名 (370.6km)	89件	△23件	0人	△4人	142人	△46人	1,506件	142件	1,595件
新東名 (342.2km)	94	22	3	—	176	44	1,733	186	1,827
中部横断道 (22.8km)	0	—	0	—	0	—	10	3	10
自専道 (87.2km)	57	△4	0	—	119	13	274	45	331
合計	240	△5	3	△4	437	11	3,523	376	3,763

※ 距離は上下線合計を記載

【評価】

指標名	現状値 (R2年)	実績				目標値 (R7年)	
		R3年	R4年	R5年	R6年		
成果指標	交通人身事故の年間発生件数	20,667件	19,382件	18,678件	18,662件	17,441件	15,000件以下
	交通事故の年間死者数	108人	89人	83人	70人	88人	80人以下
活動指標	自動車運転者に対する交通安全教室実施回数	(H30-R2) 平均1,507回	876回	956回	1,018回	1,231回	毎年 1,500回以上

関係機関・団体と連携した交通安全活動を推進したほか、重大事故に直結する悪質・危険性の高い交通違反の取締りの強化、厳正かつ迅速な行政処分及び交通実態を踏まえた交通環境の整備等を推進した結果、昨年の県内の交通事故件数は、17,441件と、13年連続で減少した。他方、死者数は88人と、4年ぶりに増加に転じており、小学生が死亡する交通事故も発生した。

このほか、令和6年度中に老朽化した信号柱の倒壊事案が2件発生したため、緊急対策として信号柱の老朽化対策を推進した。

【課題】

今なお、多くの尊い命が交通事故により失われていることに変わりなく、高齢者や子どもが犠牲となる痛ましい交通事故や、飲酒運転をはじめとする悪質・危険な運転による交通事故も絶えず発生している状況にある。

第11次静岡県交通安全計画に掲げられた交通事故死者数80人以下の目標を今後も継続して達成するためには、関係機関・団体と連携しながら、子どもや高齢者をはじめとする歩行者の安全確保、飲酒運転等の悪質・危険な交通違反の取締り等の多角的な取組を今後も効果的かつ強力に推進していく必要がある。

また、交通安全施設の老朽化が深刻な状況にあり、交通安全施設の老朽化対策をさらに推進する必要がある。

【改善】

県下の交通事故実態を踏まえ、高齢ドライバー対策、自転車事故防止対策及び歩行者事故防止対策を重点推進施策に掲げ、各種活動を推進するほか、交通事故の分析結果を踏まえたPDCAサイクルに基づく交通指導取締り等の各種交通事故防止対策を強力に推進していく。

また、必要性の低下した交通安全施設の見直しを進めるとともに、計画的に交通安全施設の更新を進め、老朽化対策を推進していく。

VI 警備部

1 施策の体系

政策の柱 安全な生活の確保と交通安全の推進

目標…県民の安全・安心な生活を守るため、様々な犯罪や交通事故、消費者被害、健康被害を防止、減少させます。

施策（県警察重点目標） 情勢の変化を捉えたテロ等対策と大規模災害をはじめとする緊急事態対策の推進

取組

- 灾害警備活動
- 灾害警備対策の推進
- 灾害警備情報システムの運用
- 各種資格取得
- 災害救助服等の整備
- ドローンの整備
- 衛星通信（スター・リンク）の整備
- 小型電動救助用資機材の整備
- 核燃料警備対策の推進
- 航空隊の活動
- テロへの的確な対応

2 主要施策の実施状況及び評価、課題及び改善

テロ、大規模災害などの緊急事態対策の推進

362,960 千円

(1) 災害警備活動

ア 災害警備準備室等の設置

令和6年度中、災害警備本部等を25回開設し、被害情報の収集等を行った（地震1回、台風2回、大雨・洪水17回、他県災害2回、その他3回）

イ 主な災害への対応状況

(ア) 令和6年6月18日（火）、大雨警報の発表に伴い、緊急事態対策課長を長とする対策室を設置し、県東部を中心に冠水、崩土などの被害が発生したことから、警備部幹部及び県機動隊員を派遣、冠水車両や用水路へ転落した車両からの救出救助等を実施した。

(イ) 令和6年8月26日（月）から9月2日（月）にかけて、本県に接近した台風第10号により長期間にわたって大雨となった。緊急事態対策課長を長とする対策室を設置し、災害警備を実施した。人的被害はなかったものの、県下各地で崩土、浸水害が発生した。

(ウ) 令和6年10月3日（木）夕方、浜松市内で、突風によるものとみられる被害の110番通報等が複数寄せられたことから緊急事態対策課長を長とする対策室を設置した。窓ガラスの破損による軽傷者1人、車両の横転、ビニールハウス等の損壊、屋根の飛散等の被害が約40件発生した。

ウ 令和6年度中の被害

人的被害～死者0人、軽傷者5人

物的被害～全壊1棟、半壊37棟、一部損壊61棟、床上浸水82棟、床下浸水262棟、非住家10棟

エ 従事警察職員数

災害警備本部等の設置に伴い、1,037人の警察職員が災害警備活動に従事した。

オ 能登半島豪雨への対応

令和6年9月20日からの石川県能登半島における豪雨に伴い、広域緊急援助隊（警備部隊）及び広域警察航空隊を派遣し、応急対策活動に従事した。

派遣部隊名	人数・車両	派遣期間	任 務 内 容
広域緊急援助隊 (警備部隊)	60人 14台	9/25～9/29 5日間	輪島市における救出救助・捜索
広域警察航空隊	4人 1機	9/24～9/30 7日間	石川県内における被害確認等

カ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）への対応

令和6年8月8日（木）夕方、日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生し、同日、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され、8月15日（木）まで継続した。

本県では、地震の発生直後から警備部長を長とした対策本部を設置、職員に対し、各種警備計画の再確認、所在の明確化と招集手段の確認及び家庭内防災対策等について指示とともに、沿岸部で街頭活動を行う職員に対して津波に関する注意喚起を実施した。

(2) 災害警備対策の推進

1,668,586円

ア 能登半島地震を受けた緊急検討チームの設置

能登半島地震に派遣された各部隊の被災地での活動等を通じて得られた教訓を踏まえ、令和6年2月、災害対応に関する課題の抽出、対策の見直し及び早期対処を目的とし、警備部長を会長、警備部内所属長等を幹事及び県警察本部各部の課長補佐等を構成員とする「緊急検討チーム」を設置した。

全4回の検討会議を開催し、主に部隊進出、通信確保に関する対策を推進し、取組結果については、県警ホームページにおいて公表している。

イ 総合防災訓練

令和6年8月22日（木）、静岡県総合防災訓練災害対策本部運営訓練に伴い、警察は警察本部及び各署で図上訓練を実施するとともに、県や関係機関との連携を図った。9月1日（日）の静岡県総合防災訓練（会場：熱海市・伊東市）への参加を予定（自衛隊等の防災訓練関係機関と連携した孤立地域への部隊進出、救出救助訓練、遺体収容所運営訓練及び交通規制訓練等を実施予定）していたが、台風10号の接近に伴い、中止となった。

ウ 津波避難訓練

県警察では、東日本大震災を受け静岡県が定めた「津波対策推進旬間」である令和7年3月7日から3月16日までの間を中心として、警察本部及び28警察署で住民の危機意識の醸成を図るため、津波避難啓発資料（標語：「さあ、スタート！」）を活用した広報啓発活動や、警察官も一緒に避難しながら誘導を行う「津波率先避難」を行うなど、各署で実戦的な津波避難訓練を実施した。

エ 広域緊急援助隊の訓練

令和6年12月17日、18日の両日、群馬県北群馬郡所在の陸上自衛隊相馬原演習場において実施された「令和6年度関東管区広域緊急援助隊合同訓練」に、本県の広域緊急援助隊等約40人が参加し、土砂災害を主とした救出救助訓練を実施した。

(3) 災害警備情報システムの運用

19,705,711円

各種災害警備実施時に災害警備情報システムを活用した情報収集を行ったほか、同システムを使用した訓練を実施した。

(4) 各種資格取得状況

令和6年度における特殊資格の取得や専門的知識習得のための講習受講者数は44人で、取得

資格は潜水士免許、2級船舶操縦士免許及び二等無人飛行機操縦士免許、受講内容は小型車両系建設機械特別教育、車両系建設機械技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習、玉掛け技能講習、ロープ高所作業特別教育、伐木等業務（チェーンソー）特別教育、フルハーネス型脱落制止用器具特別教育及びロープレスキューテクニシャン講習であった。

- (5) 災害救助服等の整備 9,852,160円
令和6年度、引張強度、耐熱性に優れたアラミド繊維を使用した災害救助服102着の製作や胴付き長靴、ヘルメットの配備を行い、災害派遣時に隊員が安全かつ効率的に活動できる環境を整備した。
- (6) ドローンの整備
災害現場において、被災状況の確認、要救助者の捜索、二次災害の危険性の確認等に活用するためのドローンを計画的に配備し、ドローン操縦士を育成した。
- (7) 衛星通信（スターリンク）の整備
災害時、一般通信インフラが途絶した際も被災情報を警察本部と共有できるよう、水窪分庁舎及び松崎分庁舎に衛星通信設備を配備した。
また、災害救助活動の要となる機動隊にも同衛星通信機器や大容量電源等を搭載した指揮支援車を配備した。
- (8) 小型電動救助用資機材の整備
災害により車内や家屋内に取り残された被災者を救助するため、車両のドアや家屋の扉を破壊できるよう、下田警察署及び天竜警察署に小型油圧式電動コンビツールを配備した。
- (9) 核燃料警備対策の推進
中部電力浜岡原子力発電所の施設等に対する警戒警備を実施した。
- (10) 航空隊の活動状況 283,904,297円
ふじ2号の機体が更新（令和6年6月から運航開始）され、ふじ3号との完全2機体制となった。
令和6年度は、県内の重要施設に対する警戒警備を始め、災害対策、機動警ら、捜索救助、犯罪捜査等の活動を行った。
また、令和6年9月に発生した能登半島豪雨に伴い、広域警察航空隊として同災害の派遣に従事した。
- (11) テロへの的確な対応
令和6年中、県総合計画における活動指標である「テロ対策合同訓練」の実施回数は次表のとおり。

【評価】

指標名	現状値 (R4年)	実績				目標値 (R7年)
		R3年	R4年	R5年	R6年	
活動指標 回数	テロ対策合同訓練 28/28 署 (100%)	13/28 署 延べ25回	28/28 署 (100%) 延べ54回	28/28 署 (100%) 延べ73回	28/28 署 (100%) 延べ81回	毎年 全28署 1回

令和6年中、全署において年1回以上のテロ対策合同訓練を実施し、目標値を達成したほか、訓練回数も延べ81回と増加した。

また、訓練内容については、想定にブラインド方式等を取り入れ、警察、施設管理者等がお互いに考えて対応する実戦的な訓練や部門横断的な訓練が増えてきたことから、官民一体となったテロ対策の推進につながったと評価する。

【課題】

訓練回数が増加したことは、官民が連携した訓練の重要性に対する意識が向上した表れでもあり、警察や施設管理者の間で、テロ対策等への強い危機意識が醸成されつつあることから、今後はこうした危機意識を絶やさないよう取組を継続する必要がある。

また、施設管理者等に対しては、自主警備を基本としつつ、これを強化し、自発的に不審者に対する通報や相談がなされるよう働き掛けるなど、更なる官民連携の強化と意識向上も課題となる。

【改善】

令和6年中に実施したテロ対策合同訓練（全81回）では、ブラインド方式等を取り入れ、より実戦的な訓練内容となった。

令和7年は、訓練内容をブラッシュアップするとともに、「テロを起こさせない」という県民の意識の浸透を図っていく。

予 算 の 執 行 実 績
(一 般 会 計)

警 察 本 部

令和6年度 岁入決算状況調

(様式2)

一般会計

警察本部(局)

決算事 項別明 細書頁	科 目	予 算 現 額 円	調 定 額 円	収 入 濟 額 円	予算現額と収入 済額との比較 (△印減) 円	予算現額 に対する 収入率 %	説 明
附26	第8款 使用料及び 手数料	388,025,000	400,909,891	400,909,891	12,884,891	103.3	
	第1項 使用料	3,014,000	3,147,120	3,147,120	133,120	104.4	
	第8目 警察使 用料	3,014,000	3,147,120	3,147,120	133,120	104.4	
	庁舎等使用料	3,014,000	3,147,120	3,147,120	133,120	104.4	行政財産使用許可 に伴う使用料が見 込みを上回ったこ とによる増であ る。
	第2項 手数料	385,011,000	397,762,771	397,762,771	12,751,771	103.3	
附28	第6目 警察手 数料	385,011,000	397,762,771	397,762,771	12,751,771	103.3	
	自動車保管 場所証明通 知申請手数 料	158,932,000	168,630,000	168,630,000	9,698,000	106.1	自動車保管場所証 明通知申請件数が 見込みを上回ったこ とによる増であ る。
	保管場所標 章交付手数 料	36,121,000	37,971,000	37,971,000	1,850,000	105.1	自動車保管場所標 章交付件数が見込 みを上回ったこ とによる増であ る。
	運転免許手 数料	189,958,000	191,161,771	191,161,771	1,203,771	100.6	キャッシュレス決算 による運転免許手 数料の納付件数が見込 みを上回ったこ とによる増であ る。
	第9款 国庫支出金	1,335,145,000	1,344,739,732	1,344,739,732	9,594,732	100.7	
附46	第2項 国庫補 助金	1,335,145,000	1,344,739,732	1,344,739,732	9,594,732	100.7	
	第9目 警察費 補助金	1,335,145,000	1,344,739,732	1,344,739,732	9,594,732	100.7	
	デジタル田園 都市国家構想 交付金(デジ タル実装型)	15,388,000	15,010,432	15,010,432	△ 377,568	97.5	年間交付見込みより 交付決定額が下回っ たことによる減であ る。
	警察行政費補 助金	677,948,000	693,206,000	693,206,000	15,258,000	102.3	年間補助見込みより 交付決定額が上回っ たことによる増であ る。

附56	警察施設整備費補助金	635,024,000	635,024,000	635,024,000	0	100.0	
	地方消費者行政強化交付金	1,500,000	1,499,300	1,499,300	△ 700	100.0	
	新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）	5,285,000	0	0	△ 5,285,000	0.0	年内に事業完了が困難になったことによる繰越である。
	第10款財産収入	260,633,000	259,733,776	259,733,776	△ 899,224	99.7	
	第1項財産運用収入	234,497,000	233,951,894	233,951,894	△ 545,106	99.8	
	第1目財産貸付収入	234,497,000	233,951,894	233,951,894	△ 545,106	99.8	
	職員住宅貸付料	191,778,000	190,861,160	190,861,160	△ 916,840	99.5	入居者数が見込みを下回ったことによる減である。
	土地貸付料	2,582,000	2,769,425	2,769,425	187,425	107.3	貸付実績が見込みを上回ったことによる増である。
	建物貸付料	40,137,000	40,321,309	40,321,309	184,309	100.5	貸付実績が見込みを上回ったことによる増である。
	第2項財産売払収入	26,136,000	25,781,882	25,781,882	△ 354,118	98.6	
附58	第2目物品売払収入	26,136,000	25,781,882	25,781,882	△ 354,118	98.6	
	不用品売払収入	26,136,000	25,781,882	25,781,882	△ 354,118	98.6	売払実績が見込みを下回ったことによる減である。
附66	第12款繰入金	984,681,000	984,681,000	984,681,000	0	100.0	
	第2項基金繰入金	984,681,000	984,681,000	984,681,000	0	100.0	
	第1目基金繰入金	984,681,000	984,681,000	984,681,000	0	100.0	
	退職手当基金繰入金	984,681,000	984,681,000	984,681,000	0	100.0	
	第14款諸収入	537,026,000	530,475,521	519,906,321	△ 17,119,679	96.8	

附72	第1項 延滞金、 加算金及 び過料等	72,913,000	60,823,000	57,682,000	△ 15,231,000	79.1	
	第3目 過料等	72,913,000	60,823,000	57,682,000	△ 15,231,000	79.1	
	放置違反金	72,913,000	60,823,000	57,682,000	△ 15,231,000	79.1	放置違反者数が見込みを下回ったことによる減である。 不納欠損額 126,000円 債権回収の不能によるもの。 収入未済額 3,015,000円 使用者の滞納によるもの。
附76	第7項 雑入	464,113,000	469,652,521	462,224,321	△ 1,888,679	99.6	
	第2目 雑入	464,113,000	469,652,521	462,224,321	△ 1,888,679	99.6	
	被留置者費等 償還金	182,160,000	179,718,540	179,718,540	△ 2,441,460	98.7	被留置者数が見込みを下回ったことによる減である。
	遺失物期満失 効収入	125,547,000	122,116,704	122,116,704	△ 3,430,296	97.3	拾得金等が年間見込みを下回ったことによる減である。
	交通反則通告 書送付費収入	4,498,000	3,931,156	3,931,156	△ 566,844	87.4	交通反則通告書送付件数が見込みを下回ったことによる減である。
	県職員市町村 出向等負担金	43,350,000	46,227,245	46,227,245	2,877,245	106.6	県職員市町村出向等負担金が見込みを上回ったことによる増である。
	保険料負担金	83,290,000	77,317,841	77,317,841	△ 5,972,159	92.8	会計年度任用職員からの徴収保険料が見込みを下回ったことによる減である。
	過年度返納金	3,300,000	6,355,322	6,355,322	3,055,322	192.6	職員手当等の返納額が見込みを上回ったことによる増である。
	雑収	21,968,000	33,985,713	26,557,513	4,589,513	120.9	収入未済額 7,428,200円 交通信号機修繕料等 が当事者から弁済されないことによる。
合 計		3,505,510,000	3,520,539,920	3,509,970,720	4,460,720		

令和6年度 岁出決算状況調

(様式3)

一般会計

警察本部(局)

決算事項 別明細書頁	科目	予算現額 円	支出済額 円	翌年度繰越額 円			不用額 円	予算現額に対する執行率%	説明	
				区分	時期	金額				
附224	第10款 警察費	85,990,433,000	84,785,611,801	通次			1,192,121,199	98.6	警察職員の件費 及び公安委員会運 営経費である。	
				明許	当初					
					補正	12,700,000				
				事故						
					計					
	第1項 警察管理 費	82,518,068,000	81,371,590,234	通次			1,146,477,766	98.6		
				明許	当初					
					補正					
				事故						
					計					
	第1目 公安委 員会費	12,442,000	11,874,926	通次			567,074	95.4		
				明許	当初					
					補正					
				事故						
附224	公安委員会運 営事業費	12,442,000	11,874,926	通次			567,074	95.4		
				明許	当初					
					補正					
				事故						
					計					
	第2目 警察本 部費	71,007,700,000	69,960,185,925	通次			1,047,514,075	98.5		
				明許	当初					
					補正					
				事故						
					計					
	職員給与費	68,491,146,000	67,458,341,263	通次			1,032,804,737	98.5		
				明許	当初					
					補正					
				事故						
					計					
	警察職員健康 管理事業費	245,312,000	244,428,353	通次			883,647	99.6		
				明許	当初					
					補正					
				事故						
					計					
	警察装備管理 事業費	334,600,000	334,245,709	通次			354,291	99.9		
				明許	当初					
					補正					
				事故						
					計					
	警察管理運営 事業費	1,458,088,000	1,445,968,010	通次			12,119,990	99.2		
				明許	当初					
					補正					
				事故						
					計					
	生活安全警察 管理事業費	20,413,000	20,413,000	通次			0	100.0		
				明許	当初					
					補正					
				事故						
					計					
	地域警察管理 事業費	450,141,000	449,073,614	通次			1,067,386	99.8		
				明許	当初					
					補正					
				事故						
					計					

附226	警察本部企画調整費	8,000,000	7,715,976	過次		284,024	96.4	警察施策推進に必要な調査等に要した経費である。
				明許	当初			
					補正			
				事故				
				計				
附226	第3目運転免許費	1,964,091,000	1,920,000,746	過次		44,090,254	97.8	
				明許	当初			
					補正			
				事故				
				計				
附226	運転免許事業費	1,370,784,000	1,351,604,797	過次		19,179,203	98.6	運転免許試験及び運転免許証作成、交付に要した経費である。不用額は運転免許共通基盤システム移行に要した委託費等である。
				明許	当初			
					補正			
				事故				
				計				
附226	運転者教育事業費	593,307,000	568,395,949	過次		24,911,051	95.8	運転者に対する各種講習の実施に要した経費である。不用額は運転免許更新時講習委託費等である。
				明許	当初			
					補正			
				事故				
				計				
附226	第4目交通安全対策費	6,099,829,000	6,090,717,769	過次		9,111,231	99.9	
				明許	当初			
					補正			
				事故				
				計				
附228	交通安全活動推進事業費	569,408,000	569,247,000	過次		161,000	100.0	交通安全対策の企画及び交通安全活動の推進に要した経費である。
				明許	当初			
					補正			
				事故				
				計				
附228	交通安全施設等整備事業費	4,934,114,000	4,926,642,135	過次		7,471,865	99.8	交通安全施設等の整備に要した経費である。
				明許	当初			
					補正			
				事故				
				計				
附228	市街地駐車等対策事業費	389,355,000	388,111,014	過次		1,243,986	99.7	自動車保管場所証明事務等に要した経費である。
				明許	当初			
					補正			
				事故				
				計				
附228	自動車保管場所ワンストップサービス・システム整備事業費	136,000,000	136,000,000	過次		0	100.0	自動車保管場所証明事務等のワンストップサービスに要した経費である。
				明許	当初			
					補正			
				事故				
				計				
附228	放置駐車対策事業費	70,952,000	70,717,620	過次		234,380	99.7	放置駐車違反管理システム整備、放置駐車確認業務委託等に要した経費である。
				明許	当初			
					補正			
				事故				
				計				
附228	第5目警察施設費	3,434,006,000	3,388,810,868	過次		45,195,132	98.7	
				明許	当初			
					補正			
				事故				
				計				
附228	警察施設管理運営事業費	1,526,730,000	1,498,665,900	過次		28,064,100	98.2	警察施設の維持管理に要した経費である。不用額は警察施設修繕工事の契約差金である。
				明許	当初			
					補正			
				事故				
				計				

附228	警察庁舎整備事業費	1,266,841,000	1,255,813,569	過次 明許 事故 計	11,027,431	99.1	警察署、交番等の庁舎整備に要した経費である。不用額は交番等の整備における契約差金である。
	警察職員住宅整備事業費	249,671,000	243,568,000	過次 明許 事故 計	6,103,000	97.6	警察職員住宅の整備に要した経費である。
	中部運転免許センター建設整備事業費	390,764,000	390,763,399	過次 明許 事故 計	601	100.0	PFIによる中部運転免許センター建設等に要した経費である。
	第2項警察活動費	3,472,365,000	3,414,021,567	過次 明許 事故 計	58,343,433	98.3	
	第1項警察活動費	3,472,365,000	3,414,021,567	過次 明許 事故 計	45,643,433	98.3	
	共生対策推進事業費	3,279,000	3,272,976	過次 明許 事故 計	6,024	99.8	外国人に対する交通安全教育に要した経費である。
	職員研修事業費	12,802,000	12,612,716	過次 明許 事故 計	189,284	98.5	警察職員の資質向上のための教養・訓練に要した経費である。
	犯罪被害者支援推進事業費	7,630,000	7,431,448	過次 明許 事故 計	198,552	97.4	犯罪被害者の支援活動等に要した経費である。
	警察通信管理事業費	185,206,000	185,206,000	過次 明許 事故 計	0	100.0	警察通信の維持管理に要した経費である。
	警察装備事業費	1,034,879,000	1,029,211,688	過次 明許 事故 計	5,667,312	99.5	警察装備資器材及び装備車両の整備、維持管理に要した経費である。
	警察活動管理事業費	126,298,000	117,113,131	過次 明許 事故 計	9,184,869	92.7	捜査等警察活動に要した経費である。
	留置施設管理対策事業費	221,732,000	212,391,104	過次 明許 事故 計	9,340,896	95.8	被留置者の適正な処遇に要した経費である。

生活安全警察活動事業費	251,781,000	243,576,574	遁次		8,204,426	96.7	犯罪の総合的抑止対策の推進、少年非行防止等に要した経費である。
			明許	当初			
				補正			
			事故				
			計				
地域警察活動事業費	718,165,000	708,552,105	遁次		9,612,895	98.7	地域警察活動の推進に要した経費である。
			明許	当初			
				補正			
			事故				
			計				
刑事警察活動事業費	498,842,000	497,198,292	遁次		1,643,708	99.7	刑法犯罪、組織犯罪及び銃器薬物犯罪の捜査活動に要した経費である。
			明許	当初			
				補正			
			事故				
			計				
交通指導取締活動事業費	34,623,000	34,495,236	遁次		127,764	99.6	交通指導取締り及び交通事故事件の捜査活動に要した経費である。
			明許	当初			
				補正			
			事故				
			計				
災害警備対策事業費	90,178,000	76,704,000	遁次		774,000	85.1	地震・津波等の災害対策推進に要した経費である。繰越額は年内に事業完了が困難になったものである。
			明許	当初			
				補正			
			事故				
			計				
警戒警備対策事業費	286,950,000	286,256,297	遁次		693,703	99.8	警戒警備に要した経費である。
			明許	当初			
				補正			
			事故				
			計				
合 計		85,990,433,000	84,785,611,801		1,192,121,199	98.6	